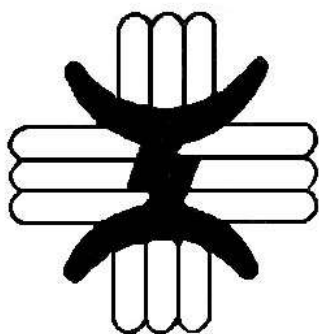


令和7年度 危機管理マニュアル (災害安全)



静岡県立島田工業高等学校

〒427-8541 静岡県島田市阿知ヶ谷201番地

TEL(0547)37-4194 FAX(0547)37-1177

<http://www.edu.pref.shizuoka.jp/shimada-th/home.nsf/>

目次

1	危機管理マニュアル作成に当たって.....	- 3 -
(1)	危機管理マニュアルの目的と位置付け.....	- 3 -
(2)	本校における危機管理の基本原則.....	- 3 -
(3)	危機管理マニュアルの保管場所及び教職員への配付方法.....	- 3 -
(4)	危機管理マニュアルの見直しと改善.....	- 4 -
(5)	事故・災害対策本部の設置基準.....	- 4 -
(6)	緊急時持ち出し品.....	- 4 -
(7)	緊急時持出品の担当者順位.....	- 4 -
2	体制整備と事前の備えについて.....	- 5 -
(1)	学校の状況.....	- 5 -
(2)	教職員の参集基準.....	- 6 -
(3)	教育活動の実施基準.....	- 7 -
(4)	職員の配備体制.....	- 10 -
(5)	情報の収集方法.....	- 11 -
(6)	備品・備蓄品.....	- 14 -
(7)	防災訓練・防災教育計画.....	- 15 -
(8)	施設設備安全点検.....	- 17 -
(9)	避難所対応.....	- 20 -
3	災害対策について.....	- 22 -
(1)	地震災害対策.....	- 22 -
(2)	風水害対策.....	- 31 -
(3)	原子力災害対策.....	- 34 -
(4)	火山災害対策.....	- 41 -
(5)	火災対策.....	- 42 -
(6)	国民保護対策.....	- 45 -
(7)	校外活動中の対応.....	- 49 -
(8)	熱中症の予防措置.....	- 50 -
(9)	大規模停電発生時における学校の対応.....	- 51 -
4	学校再開について.....	- 52 -
(1)	教育活動の再開に向けた流れ.....	- 52 -
(2)	心のケア.....	- 54 -
5	その他の危機管理について.....	- 60 -
(1)	不審者侵入の防止.....	- 60 -
(2)	生徒事故発生時の対応.....	- 61 -
(3)	救急車の要請.....	- 62 -
(4)	病院への搬送.....	- 62 -
(5)	AED の使い方.....	- 63 -
(6)	学校に犯罪予告・不審物等があった場合の対応.....	- 64 -

(7)	生徒の交通事故発生時の対応.....	- 65 -
(8)	熱中症の応急処置.....	- 66 -
(9)	てんかんの応急措置.....	- 67 -
(10)	食物アレルギー対応.....	- 68 -
(11)	養護教諭不在時の保健室利用.....	- 71 -
(12)	外部からの通報・問い合わせ等への対応.....	- 72 -
(13)	調査・検証・報告・再発防止等.....	- 73 -
6	添付資料.....	- 77 -
(1)	近隣医療機関一覧.....	- 77 -
(2)	救急医療機関問い合わせ先.....	- 78 -
(3)	心のケア関係機関一覧.....	- 78 -

1 危機管理マニュアル作成に当たって

(1) 危機管理マニュアルの目的と位置付け

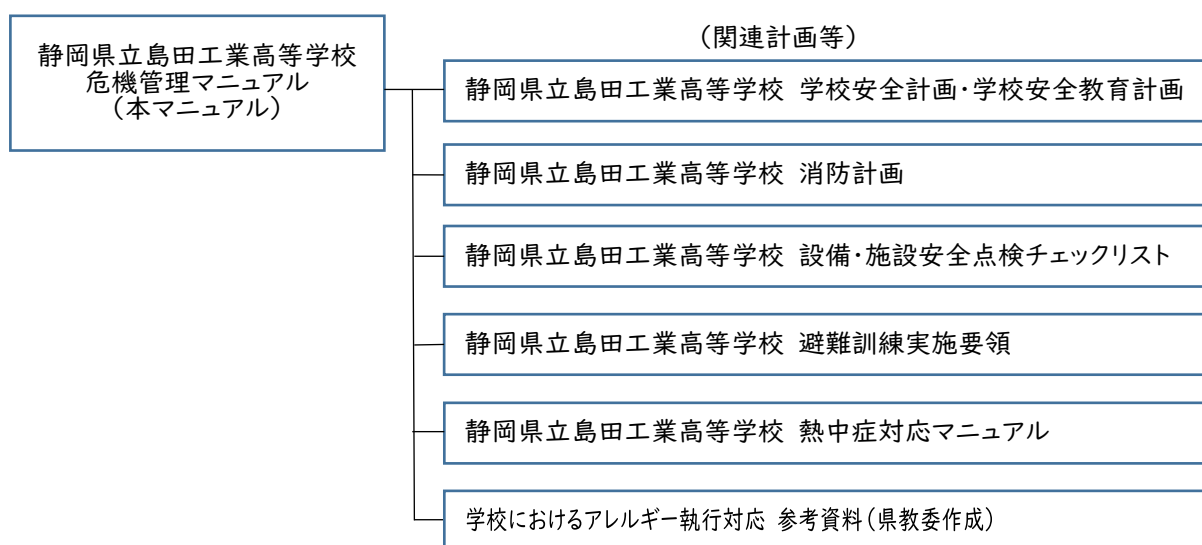
① 本マニュアルの目的及び法的根拠

本マニュアルは、本校における事故、加害行為、災害等から生徒及び教職員の安全の確保を図ることを目的として、学校保健安全法第 29 条第 1 項に定める「危険等発生時対処要領」として作成したものである。また本校は、島田市地域防災計画において「災害対策基本法」第 42 条に基づく島田市第一次指定避難所（令和 4 年 3 月 25 日付島危危第 232 号）に指定されている。

② 学校安全年間計画との関係

本マニュアルは、本校における学校安全のための各種対応の基本となる事項を定めるとともに、本校における学校安全年間計画と常に整合を図りつつ学校安全を推進するものである。

③ 本校における関連計画・マニュアル等との関係



(2) 本校における危機管理の基本原則

- 本校における危機管理は、以下の事項を基本原則として執り行う。
- 生徒及び教職員の生命、安全の確保を第一とする。
- 指揮・命令、報告・連絡の徹底を図り、学校全体として組織的な対応を行う。
- 地域、保護者や関係機関と密接な連携を図り、一体となって対応する。
- 本マニュアルに定めのない事態が発生した場合などは、個々の状況・場面に応じて、この基本原則に則って最も適切と考えられる措置を取るものとする。

(3) 危機管理マニュアルの保管場所及び教職員への配付方法

本マニュアルは、事故・災害等の発生時に備えて、以下のとおり保管・配付する。

① 印刷製本版

保管場所・配布対象	配付対象
☐ 校長室	1 部
☐ 職員室（職員室中央連絡黒板の横）	1 部
☐ 事務室（事務長席の後方）	1 部
☐ 各教職員	概要版各 1 部（内規集と一緒に保存）
☐ 非常用持出用品棚（副校長席後ろの棚）	1 部

② 電子データ版

保管場所
☐ NESの「島田工業高校文書共有」DB
☐ C-learning

(個人情報の扱いに留意すること)

(4) 危機管理マニュアルの見直しと改善

下記の表に示すタイミングで本マニュアルの見直しを行い、継続的にこれを改善することで、本校の学校安全の継続的な向上を図る。

定例見直し	毎年度当初、及び人事異動があったとき 各種訓練・研修等を実施した後
随時見直し	島田市の地域防災計画、国民保護計画など、関係機関の関連 計画・マニュアル等の改訂があったとき 各種ハザードマップの改訂、近隣における事故・犯罪の発生 など、起こりうるリスクに関する情報の変更があったとき

(5) 事故・災害対策本部の設置基準

事故・災害発生時に円滑な組織対応を図るため、以下の基準に基づき、警戒本部、又は事故・災害対策本部を設置する（詳細は本編 12 ページに記載）。

本部体制	設置基準
警戒本部（校長・副校長・教頭・事務長・防災担当・緊急時参集職員※）	*震度5強以上の地震が発生した場合 *上記相当の災害が起こった場合
事故・災害対策本部（全教職員）	*震度6弱以上の地震が発生した場合 *津波警報、大津波警報が発表された場合 *学区内で発生した災害により、大きな被害（避難所が開設されるレベル）が発生した場合 *学校管理下で、死亡事故、又は治療に要する期間が30日以上 の負傷や疾病その他重篤な事故・災害が発生した場合 *学区内に多数の被害が同時発生（犯罪・テロ等）した場合

(6) 緊急時持ち出し品

避難する際の緊急時持ち出し品は以下のとおりとする。すぐに持ち出せるように備える。個人情報を含むため、管理は厳重にすること。

避難に用いる物品 (副校長席後ろの棚)	危機管理マニュアル 懐中電灯、単3電池×3、単3電池×6 携帯型ラジオ ハンドマイク、ホイッスル
応急手当に用いる物品 (保健室)	救急用品セット（ハサミ、ピンセット、消毒液、滅菌綿棒、絆創膏、伸縮包帯、滅菌ガーゼ、サージカルテープ、三角巾等）
名簿・各種連絡先 (危機管理マニュアルと同じファイル)	生徒・職員緊急連絡用名簿 関係機関の緊急連絡先一覧
各種図面(事務室)	各種防災設備の配置図 各種様式

(7) 緊急時持出品の担当者順位

順位①	順位②	順位③
副校長	教頭	事務長

2 体制整備と事前の備えについて

(1) 学校の状況

学校所在地の特徴	住所	静岡県島田市阿知ヶ谷 201 番地	
	海拔	43.2m	
	海岸からの距離	25km	
	近隣の河川	大井川、大津谷川、東光寺谷川	
	周辺の地形	大井川扇状地	
学校の被害想定	最大震度	震度 6 強	
	津波浸水	なし／洪水被害 1.0～2.0m 未満（2 階以上が使える施設）	
	液状化	なし	
	土砂災害警戒区域等の指定	なし	
	原子力発電所との位置関係	24.2km UPZ (Urgent Protective Action Planning Zone) 地域内	
	火山避難対象エリア	なし	
	その他の被害	なし	
生徒の状況 (平日・昼間) ※夜間は生徒はいない。	学年	1 年	5 クラス 153 人 (男 132・女 21)
		2 年	5 クラス 144 人 (男 128・女 16)
		3 年	5 クラス 199 人 (男 178・女 21)
	通学範囲	東端	静岡市
		西端	磐田市
		南端 (沿岸)	御前崎市
		北端	川根本町
	通学方法	徒歩	8 人
		自転車	337 人
		公共交通機関	147 人 (電車 46 人、バス 3 人、電車・バス 19 人、自転車・電車 68 人、自転車・バス 3 人)
		送迎	0 人
		その他	12 人
	津波浸水エリア内居住生徒数		132 人 (焼津・大井川・小川・和田・港中学校区、吉田中学校区、相良・榛原・御前崎中学校区、中島・長田南中学校区、浜岡中学校区)
	UPZ・PAZ 内居住生徒数		491 人 (静岡市以東を除く全生徒)
	火山避難エリア内居住生徒数		1 人 (三島市立北中学校区)
	支援を要する生徒等		歩行困難者 1 人

(2) 教職員の参集基準

① 勤務時間外における災害発生時の参集基準

状況			応急対策要員	その他の職員
地震	突発地震	学校が所在する地域で震度4以下の地震が発生したとき	安全に留意し、連絡が取れる状態を確保	安全に留意し、連絡が取れる状態を確保
		学校が所在する地域で震度5弱又は5強の地震が発生したとき	所属校へ参集	安全に留意し、連絡が取れる状態を確保
		学校が所在する地域で震度6弱以上の地震が発生したとき	所属校へ参集	所属校へ参集
	南海トラフ地震臨時情報	「調査中」が発表されたとき	安全に留意し、連絡が取れる状態を確保	安全に留意し、連絡が取れる状態を確保
		「巨大地震注意」が発表されたとき	校長等の指示により参集	
		「巨大地震警戒」が発表されたとき		
		「調査終了」が発表されたとき	安全に留意し、連絡が取れる状態を確保	
	津波	津波注意報が発表されたとき	安全に留意し、連絡が取れる状態を確保	安全に留意し、連絡が取れる状態を確保
津波警報が発表されたとき		避難安全確保後に校長等の指示により参集	避難安全確保後に、連絡が取れる状態を確保	
大津波警報が発表されたとき				
風水害	警戒レベル3相当 (大雨警報 洪水警報 氾濫警戒情報)	安全に留意し、連絡が取れる状態を確保	安全に留意し、連絡が取れる状態を確保	
	警戒レベル4以上 (校区内の地区に避難情報(例:避難指示)発令)	避難安全確保後に校長の指示により参集	避難安全確保後に、連絡が取れる状態を確保	
火山噴火	火山の状況に関する解説情報(臨時)が発表されたとき:(富士山) 伊豆東部の地震活動の見通しに関する情報が発表されたとき:(伊豆東部火山群)		安全に留意し、連絡が取れる状態を確保	安全に留意し、連絡が取れる状態を確保
	噴火警戒レベル3			
	噴火警戒レベル4		避難安全確保後に校長等の指示により参集	避難安全確保後に、連絡が取れる状態を確保
	噴火警戒レベル5(噴火前)			
	噴火警戒レベル5(噴火後)			

※1 参集連絡があった場合でも自らの安全を最優先し無理な参集は避け、周囲及び参集先経路等の安全確認後に可能な限り参集すること。

※2(1) 静岡県災害対策本部運営要領では震度5強以上の地震発生時に情報収集、連絡活動を行う、警戒体制がとられる。

(2) 勤務時間外に震度5強以上の地震が発生した場合、地震災害応急対策要員は直ちに出勤の上、

学校施設の管理・点検を行う。

(3) 震度6弱以上の地震が発生した場合は、原則として全教職員が地震被害対策活動に当たることになるが、教職員も罹災者となる可能性があり、また道路・交通網の途絶などにより速やかに出勤できない場合も予想される。この場合、可能な限り学校と連絡を取りつつ、事前に決めた最寄りの県立学校へ出勤し、支援業務に就くこととする。

(4) 生徒、教職員の被害状況の確認、災害対策本部からの広報連絡等災害時において必要とされる情報の収集、伝達、島田市災害対策本部、県教育委員会、保護者、消防署、警察署、医療機関等と必要に応じて連絡をとる。

② 勤務時間外に参集した場合等の対応

※それぞれの災害に応じ、以下の業務を応急対策要員が実施

管理職が災害規模に応じた対応を指示する。

- ☐ 災害対策本部の開設
- ☐ 地震や被害に関する情報収集
- ☐ 必要に応じて被害状況を教育委員会に報告
- ☐ 生徒・教職員の安否確認
- ☐ 施設の安全点検
- ☐ 学校周辺交通状況の確認
- ☐ 電気、水道等のライフラインの確認
- ☐ 授業等実施の判断 → 生徒・保護者・教職員への連絡
- ☐ 避難者対応の支援（学校が避難所となった場合）

(3) 教育活動の実施基準

① 地震関連

状 況			基 準
地震	南海トラフ地震臨時情報	調査中	☐ 原則通常授業
		巨大地震警戒	【事前避難地域対象校】 ☐ 直ちに教育活動中止 (1週間程度の休校) 【上記以外の学校】 ☐ 原則通常授業
		巨大地震注意	☐ 原則通常授業
		調査終了	☐ 原則通常授業
	学校が所在する地域で震度5弱以上の地震が発生したとき		直ちに教育活動を中止
	学校が所在する地域で震度4以下の地震が発生したとき		☐ 通常授業、ただし状況に応じて授業中止

② 気象注意報・警報・特別警報

情報		授業	対応
注意報	強風 大雨 洪水	平常 授業	☐ 今後の気象情報や地域の実情等を家族と相談し、安全に登校できることを確認した上で登校 ☐ 安全に登校することが心配される場合は学校に連絡の上自宅に待機し、状況を見て登校
警 報	暴風	授業 中止	☐ 午前 6 時の時点で島田市または居住市町に警報が発表されている場合は午前 11 時まで自宅で待機 ☐ 午前 11 時の時点で警報が解除されていない場合は「1 日休校」 ☐ 午前 11 時の時点で警報が解除されている場合は安全に登下校できることを確認した上で午後の授業に間に合うように登校 ☐ 安全に登校することが心配される場合は学校に連絡の上自宅に待機し、状況を見て登校
	大雨 洪水	平常授業 又は 授業中止	☐ 今後の気象情報や地域の実情等を家族と相談し、安全に登校できることを確認した上で登校 ☐ 安全に登校することが心配される場合は学校に連絡の上自宅に待機し、状況を見て登校
	その他 気 象 警 報	平常授業 又は 授業中止	☐ 安全に登下校できることを確認した上で登校（確認できない場合は学校に連絡の上自宅待機） ☐ 市町から出される避難情報（次ページ）に留意し、安全を確保できない場合は、自宅待機または、休校
特別警報	大雨 暴風 暴風雪 大雪	授業中止	※危機管理マニュアル P30 （３）特別警報発表時における対応 「気象等」を参照

③ 原子力災害

	警戒事態	施設敷地緊急事態	全面緊急事態
UPZ 内学校	直ちに教育活動中止	直ちに教育活動中止	直ちに教育活動中止

④ 津波警報・注意報発表時の教育活動実施基準

注意報・警報	教育活動実施基準
津波注意報	<登校前・登校時> ☐ 通常授業、ただし状況に応じて休校 <在校時> ☐ 通常授業、ただし状況に応じて授業中止 ☐ 沿岸部での活動は中止
津波警報	<登校前・登校時> ☐ 休校
大津波警報	<在校時> ☐ ただちに教育活動を中止

⑤ 噴火警報レベルに応じた教育活動実施基準

	レベル	教育活動実施基準	下校・引渡しのルール
噴火警報（居住地域） 又は 噴火警報	レベル5	<登校前・登校時> ☐ 休校	☐ 下校又は引渡し
	レベル4	<在校時> ☐ 休校措置	
噴火警報（火口周辺） 又は 火口周辺警報	レベル3	<登校前・登校時> ☐ 原則として休校 <在校時> ☐ 原則として速やかに休校措置	☐ 下校又は引渡し
	レベル2	☐ 通常授業	☐ 通常どおり
噴火予報	レベル1	☐ 通常授業	☐ 通常どおり

(4) 職員の配備体制

① 災害対策本部と各班の業務

班名	担当	業務内容	実施時期(目安)				準備物
			事前	発生時	1日以内	3日以内	
災害対策本部	校長	☐ 情報収集(気象・災害・交通情報等)		○	○	○	☐ 拡声器・メガホン
	副校長	☐ 校内放送等による指示や連絡		○			☐ ホイッスル
	教頭	☐ 持出品、重要書類、鍵等の確認及び搬出	○	○			☐ ラジオ
	事務長	☐ 災害対策本部の立ち上げ		○			☐ 懐中電灯
	総務部長	☐ 応急対応の決定		○	○	○	☐ 乾電池
	教務部長	☐ 県教委・市災害対策本部・PTAとの連絡	○	○			☐ 点呼表
	生徒指導部長	☐ 報道機関との対応				○	☐ 生徒名簿
	保健部長	<住民対応>					☐ トランシーバー
	各科長	☐ 避難者受け入れ場所の確保		○			☐ マスターキー
	各学年主任	☐ 避難者の誘導		○			☐ バリケード
避難所班	M科職員						☐ ロープ
	M3生徒	☐ 市町・自主防災組織と連携した避難所運営支援			○	○	☐ テープ
	M2生徒						☐ 校内配置図
	11HR生徒						
生徒班	各学年主任	☐ 負傷者等の把握と本部への報告		○			☐ クラス出席簿
	各クラス担任	☐ 安全な避難経路を確認しての誘導		○			☐ 引き渡しカード
	各クラス副担任	☐ 安否不明生徒等の把握と本部への報告		○	○	○	☐ クラス配置図
		☐ 生徒等及び教職員の救出・救命		○	○	○	☐ トランシーバー
保護者対応班	各学年主任	☐ 引渡し場所の指定		○			
	各クラス担任	☐ 保護者の身元確認		○	○	○	
	各クラス副担任	☐ 保護者への引渡し		○	○	○	
		☐ 引渡し後の状況把握			○	○	
施設管理班	C科職員	☐ 非常持出品の搬出		○			☐ マスターキー
	事務職員	☐ 重要書類の搬出		○			☐ 消火器
	C3生徒	☐ 鍵の搬出		○			☐ ヘルメット
	C2生徒	☐ 応急復旧に必要な機材調達			○	○	☐ ラジオ
	15HR生徒						☐ 手袋
							☐ 被害調査票
							☐ ロープ
							☐ 標識
							☐ カラーコーン
							☐ コーンバー
							☐ コーンベッド
							☐ 校内配置図
	A科職員	☐ 初期消火		○			☐ トランシーバー
	A3生徒	☐ 被害の状況確認			○		☐ カメラ
	A2生徒	☐ 近隣の危険箇所の巡視			○	○	
	14HR生徒	☐ 二次被害の防止			○	○	
		☐ 救助活動の支援			○	○	
		☐ 校内施設設備の安全点検			○	○	
	E科職員	☐ 危険箇所の立入り禁止措置			○		
	E3生徒	☐ 危険箇所の表示			○		
	E2生徒	☐ 転倒備品の復旧				○	
	12HR生徒	☐ プール水の利用				○	
	13HR生徒	☐ ゴミの処理				○	
		☐ 危険箇所の処理				○	
		☐ 非開放区域の設定			○	○	
		☐ ライフラインの確認			○	○	
救護班	養護教諭	☐ 負傷者や危険箇所等の確認及び通報		○	○	○	☐ 医薬品
	J科職員	☐ 応急手当備品の確認	○	○			☐ 担架
	J3生徒	☐ 負傷者の保護・応急手当・搬送		○	○	○	☐ 簡易テント
	J2生徒	☐ 関係医療機関との連携		○	○	○	☐ 毛布
心のケア班	保健部						☐ トランシーバー
	特別支援担当 教育相談担当	☐ 強いストレス反応のある生徒等への対応				○	☐ 健康チェックリスト

② 校長及び管理職不在時の対応

- | |
|---|
| ☐ 可能な限り校長と連絡をとり、判断を仰ぐ（緊急時は権限委譲者の判断） |
| ☐ 校長との連絡不通を想定し、「災害対策本部」担当上位から権限移譲の優先順位とする。 |

(5) 情報の収集方法

情報	サイト名・提供先等	収集方法（URL等）
早期注意情報 （おすすめ）	気象庁	https://www.jma.go.jp/jma/kishou/keika/
洪水・土砂災害	川の防災情報・国土交通省	http://www.river.go.jp/portal/#85
洪水・土砂災害	洪水警報の危険度分布・気象庁	https://www.jma.go.jp/jp/suigaimesh/flood.html
地震	強震モニタ・防災科学技術研究所	http://www.kmoni.bosai.go.jp/
地震・水害・火山	静岡県 防災ポータル	https://shizuoka.secure.force.com/portal/sns_vf_Portal

【参考1】静岡県防災アプリの活用

静岡県総合防災アプリ

静岡県防災

静岡県では令和元年6月1日から、スマートフォン向け総合防災アプリ「静岡県防災」の運用を開始しました。
各種緊急情報の通知から、ハザードマップの確認、
平時の防災学習や避難トレーニングまで、緊急時に幅広く役立つ機能を備えています。

緊急時の行動をサポート

- ☒ 気象警報が瞬時に届いた!
- ☒ 今ここは安全かな?
- ☒ 今、一番近い避難場所はどこ?

緊急防災情報をいつでも確認!!

防災情報・お知らせ

現在地の危険度がわかる!!

現在地の防災情報

地域の危険性や避難先を把握!!

マップ・避難場所等

平常時のトレーニングをサポート

- ☒ どれくらい浸水してしまうの?
- ☒ 避難ルートはどこを通ろうか?
- ☒ 「避難勧告」と「避難指示」の違いって何?

浸水状況をビジュアルで確認!!

AR 危険度体験

防災訓練にもオススメ!!

避難トレーニング

防災知識を学んでテスト!!

学習コンテンツ

もしものために今! インストールから始めよう!

【参考2】5段階の警戒レベルについて

(令和3年5月20日から、避難指示で必ず避難。避難勧告は廃止されました)

5段階の警戒レベルと防災気象情報

警戒レベル	住民が取るべき行動	市町村の対応	気象庁等の情報	相当する警戒レベル
5	命の危険 直ちに安全確保! ・すでに安全な避難ができず、命が危険な状況。いまいる場所よりも安全な場所へ直ちに移動等する。	緊急安全確保 ※必ず発令される情報ではない	大雨 特別警報 氾濫 発生情報	5相当
<警戒レベル4までに必ず避難!>				
4	危険な場所から全員避難 ・過去の重大な災害の発生時に匹敵する状況。この段階までに避難を完了しておく。 ・台風などにより暴風が予想される場合は、暴風が吹き始める前に避難を完了しておく。	避難指示 第4次防災体制 (災害対策本部設置)	土砂災害 警戒情報 高潮 警戒情報 高潮 特別警報 極めて危険 非常に危険 氾濫 危険情報	4相当
3	危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。	高齢者等避難 第3次防災体制 (避難指示の発令を判断できる体制)	大雨警報 洪水警報 ※1 高潮警報に切り替える可能性が高い 注意報 警戒 (警報級) 氾濫 警戒情報	3相当
2	自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により、自宅等の災害リスクを再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認するなど。	第2次防災体制 (高齢者等避難の発令を判断できる体制) 第1次防災体制 (連絡要員を配置)	大雨警報に切り替える可能性が高い 注意報 高潮 注意報 大雨注意報 洪水注意報 早期 注意情報 (警報級の可能性) 注意 (注意報級) 氾濫 注意情報	2相当
1	災害への心構えを高める ・心構えを一段高める ・職員の連絡体制を確認			

※1 夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が高い注意報は、警戒レベル3 (高齢者等避難) に相当します。

※2 「極めて危険」(濃い紫) が出現するまでに避難を完了しておくことが重要であり、「濃い紫」は大雨特別警報が発表された際の警戒レベル5 緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用することが考えられます。

「避難情報に関するガイドライン」(内閣府)に基づき気象庁において作成

【参考3】気象庁による防災気象情報と市町村の対応

気象状況	気象庁等の情報	市町村の対応	住民が取るべき行動	警戒レベル
大雨の数日～約1日前	早期 注意情報 (警報級の可能性)	・心構えを一段高める ・職員の連絡体制を確認	災害への心構えを高める	1
大雨の半日～数時間前	大雨注意報 洪水注意報 高潮 注意報 大雨警報に切り替える可能性が高い 注意報	第1次防災体制 (連絡要員を配置) 第2次防災体制 (高齢者等避難の発令を判断できる体制)	自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により、自宅等の災害リスクを再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認するなど。	2
大雨の数時間～2時間程度前	※1 大雨警報 洪水警報 高潮警報に切り替える可能性が高い 注意報	高齢者等避難 第3次防災体制 (避難指示の発令を判断できる体制)	危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。	3
	土砂災害 警戒情報 高潮 警戒情報 高潮 特別警報 非常に危険 ※2 極めて危険	避難指示 第4次防災体制 (災害対策本部設置)	危険な場所から全員避難 ・過去の重大な災害の発生時に匹敵する状況。この段階までに避難を完了しておく。 ・台風などにより暴風が予想される場合は、暴風が吹き始める前に避難を完了しておく。	4
数十年に一度の大雨	大雨 特別警報 氾濫 発生情報 緊急安全確保 ※必ず発令される情報ではない		命の危険 直ちに安全確保! ・すでに安全な避難ができず、命が危険な状況。いまいる場所よりも安全な場所へ直ちに移動等する。	5

※1 夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が高い注意報は、警戒レベル3 (高齢者等避難) に相当します。

※2 「極めて危険」(濃い紫) が出現するまでに避難を完了しておくことが重要であり、「濃い紫」は大雨特別警報が発表された際の警戒レベル5 緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用することが考えられます。

「避難情報に関するガイドライン」(内閣府)に基づき気象庁において作成

③ 関係機関連絡先 ※この他の近隣医療施設は別紙「近隣医療機関一覧」参照

関係機関		電話	FAX	備考（メールアドレス等）
教育委員会	教育施設課	054-221-3116	054-221-3571	
	高校教育課	054-221-3114	054-251-8685	kyoui_koukou@pref.shizuoka.lg.jp
	特別支援教育課	054-221-2090	054-221-3558	kyoui_tokushi@pref.shizuoka.lg.jp
	健康体育課	054-221-3176	054-273-6456	kyoui_kenkou@pref.shizuoka.lg.jp
近隣校	島田高校	0547-37-2188	0547-25-1744	
	島田商業高校	0547-37-4167	0547-25-2341	
	藤枝特別支援学校	054-636-1891	054-636-3241	
設備	危機管理課	0547-26-7143	Fax 0547-35-6000	kikikanri@city.shimada.lg.jp
	都市基盤部水道課	0547-34-1590		水道
	中部保安協会藤枝営業所	054-641-6178		電気
	東海ガス	0547-36-3131		ガス
警察・消防	島田警察署	0547-37-0110		
	六合交番	0547-37-2009		
	島田消防署	0547-37-0119		
	消防署六合出張所	0547-33-0119		
医療機関	藤井病院	0547-35-2188	内科・循環器	水 PM・土 PM・日・祝日休診
	島田市立総合医療センター	0547-35-2111	総合病院	土・日・祝日休診
	あさやま眼科	0547-38-7221	眼科	土 PM・木・日・祝日休診
	なお歯科医院	0547-34-1500	歯科	水・日・祝日休診
	牧野耳鼻科	0547-37-5814	耳鼻科	土 PM・木・日・祝日休診
	志太榛原救急医療センター	054-644-0099	内科・小児科	月～木 19:30～22:00 診療 金～日 14:00～17:30 診療
他	PTA会長	※個人情報のため、非掲載。		
	阿知ヶ谷・岸町地区 避難所運営本部長			

④ 保護者等への非常時の通信手段

通信手段	説明・留意事項
「C-learning」サポートページ	https://shimada-th.c-learning.jp/t/support
本校ホームページ	http://www.edu.pref.shizuoka.jp/shimada-th/home.nsf/
伝言ダイヤル171	N T T東日本による災害用伝言ダイヤル

(6) 備品・備蓄品

本校における事故・災害時に備えた備品・備蓄品については、以下「備品・備蓄品一覧」に示す。

品名	数量	単位	保管場所	備考	品名	数量	単位	保管場所	備考
トランシーバ	2	個	西階段下倉庫		火ばさみ	5	箱	防災倉庫	450×460×250
ハンドマイク	1	個	防災倉庫		土嚢袋	8	袋	防災倉庫	
懐中電灯	6	個	防災倉庫		コンテナ	5	箱	防災倉庫	360×520×300
ラジオ	2	個	西階段下倉庫		ヘルメット（安全帽）	21	個	防災倉庫	
メガホン	15	個	防災倉庫		レスキューシート	60	個	防災倉庫・西階段下倉庫	
笛	40	個	防災倉庫		ガスバーナー	1	箱	防災倉庫	12個/箱
机	1	脚	防災倉庫	1500×900×850	E P ガスカートリッジ	2	箱	防災倉庫	24個/箱
脚立(鉄パイプ)	4	脚	防災倉庫	大1 小1	青ビニール	26	枚	防災倉庫	2.7M×3.6M (70×50×25)
一輪車	10	台	防災倉庫		おしぼり	2	箱	防災倉庫	12個/箱、150枚/個
エレガンスホーキ	20	本	防災倉庫		簡易トイレ(ボックス型)	4	箱	防災倉庫	5個/箱
熊手	2	箱	防災倉庫	250×250×1350	簡易トイレ(エア式)	3	個	防災倉庫	
石み	45	個	防災倉庫	400×400×150	長靴	56	足	防災倉庫	
車止め	3	個	防災倉庫		安全靴	11	足	西階段下倉庫	
発電機	1	台	防災倉庫	ガソリン式	スリーピングバック	5	袋	防災倉庫	
照明装置	1	機	防災倉庫		防水シート	1	枚	防災倉庫	小型10本入
コードリール	1	台	防災倉庫	30m	防水シート	2	箱	防災倉庫	大型10本入
万能ジャッキ	4	個	防災倉庫		ロープ(30m)	4	束	防災倉庫	
ボルトクリッパー	2	個	防災倉庫		救急カバン	3	箱	防災倉庫	
バンドカッタ	5	丁	防災倉庫		担架	2	台	防災倉庫	
パール	11	丁	防災倉庫	大5 小6	副木			防災倉庫	小 中 大 特大 各10
鋸	3	丁	防災倉庫		三角巾	100	枚	西階段下倉庫	
つるはし	3	丁	防災倉庫		包帯	4	巻	防災倉庫	4裂9m
ハンマ	3	丁	防災倉庫		精製水	10	本	西階段下倉庫	
携帯用スコップ	10	丁	防災倉庫		脱脂綿	20	包	西階段下倉庫	500g/包
軍手	60	個	防災倉庫		滅菌ガーゼ	36	枚	西階段下倉庫	大 中 小 各12
皮手袋	50	組	防災倉庫		ガーゼ	20	個	西階段下倉庫	長さ10m、幅30cm
梯子	2	台	防災倉庫	大1 小1	絆創膏	5	箱	西階段下倉庫	9mm×10m、10ヶ
テント	2	張	防災倉庫		絆創膏	20	箱	西階段下倉庫	12mm×5m、10ヶ
ジョレン、鍬	18	丁	防災倉庫		油紙	2	箱	西階段下倉庫	
プラカード	35	枚	防災倉庫		止血帯	2	袋	西階段下倉庫	
スチール戸棚	1	台	防災倉庫	800×500×900	硼酸	5	箱	西階段下倉庫	3g×12錠
スチール戸棚	1	台	防災倉庫	800×500×900	中性洗剤	2	本	東階段下倉庫	
屑籠	5	個	防災倉庫		台所用洗剤	2	本	東階段下倉庫	
ポリバケツ	30	個	防災倉庫		ガラス用洗剤	2	本	東階段下倉庫	
たらい	1	個	防災倉庫		ゴミ袋	2	箱	東階段下倉庫	島田市指定袋
鎌	2	箱	防災倉庫		ゴミ袋	2	箱	東階段下倉庫	半透明

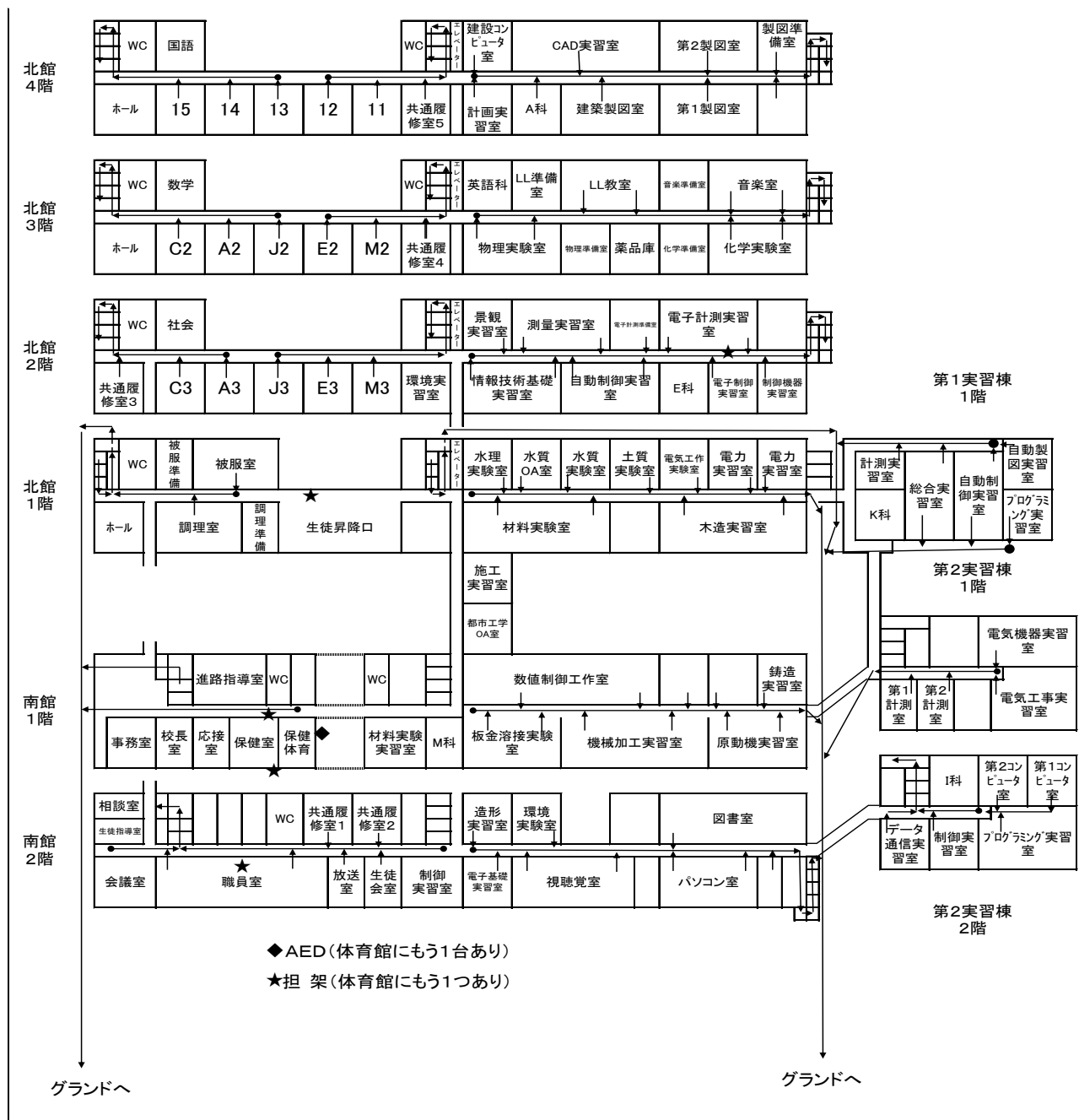
校長は、担当教職員に指示して、毎年1回(8月)に備品・備蓄品の消費期限の確認・補充、動作確認等の管理を確実に実施する。

(7) 防災訓練・防災教育計画

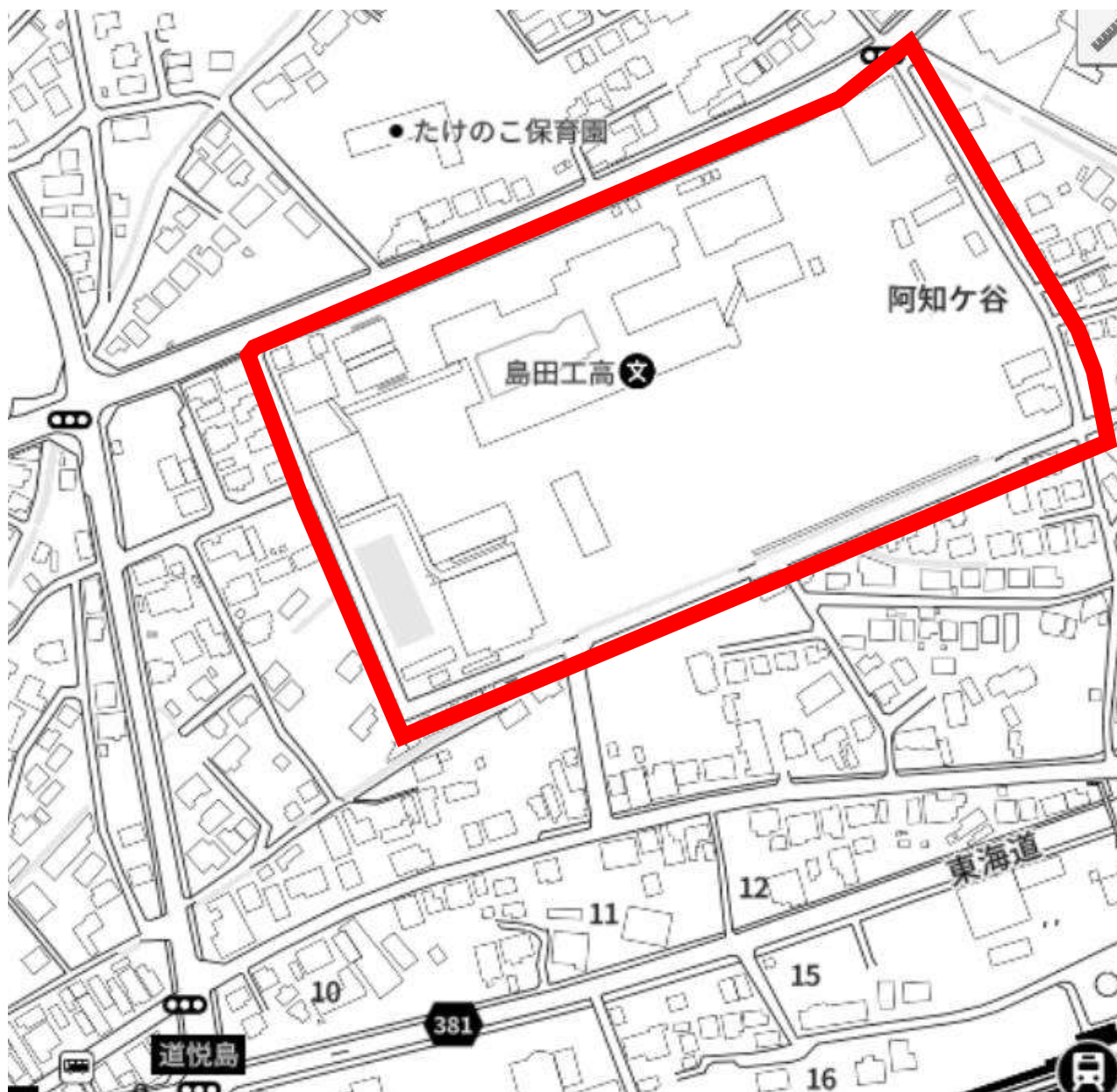
① 訓練計画

	日時	訓練名	訓練内容
1 回	4 月 8 日	地区別集合訓練	地区の担当職員・生徒の確認と地区長・副地区長の選出
2 回	12 月 18 日	火災避難訓練	火災時の避難経路による避難訓練を実施

② 避難経路図



③ 学校周辺地図（住宅地図可）



④ 洪水時の活動方針

	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員
注意体制	洪水注意情報 栃山川水系東光寺谷川氾濫注意情報 大津谷川氾濫注意情報	情報収集	災害対策本部
警戒体制	避難準備・高齢者等避難 栃山川水系東光寺谷川氾濫警戒情報 大津谷川氾濫警戒情報	情報収集、資器材準備、要配慮者の避難誘導、保護者への連絡・引渡しの開始	災害対策本部、生徒班、保護者対応班、施設管理班
非常体制	避難勧告・避難指示 栃山川水系東光寺谷川氾濫危険情報 大津谷川氾濫危険情報	施設全体の避難誘導、緊急的な避難の実施	災害対策本部、生徒班、保護者対応班、施設管理班

(8) 施設設備安全点検

① 避難経路・避難場所の点検

☐ 分かりやすい案内や表示があるか。
☐ 避難経路に障害物がないか。
☐ 災害の種類、状況に対応した複数の避難経路と避難場所が確保されているか。
☐ 生徒等の発達段階や地域の自然的環境・社会的環境を踏まえているか。
☐ 近隣住民や帰宅困難者の避難を想定しているか。
☐ 実地見分を行っているか。
☐ 学校等の定めた避難経路、避難場所を生徒等や保護者に周知しているか。

② 非構造部材の点検

天井	☐ 天井材（仕上げボード）に破損等の異常は見当たらないか。
照明器具	☐ 照明器具に変形、腐食等の異常は見当たらないか。
窓ガラス	☐ 窓ガラスにひび割れ等の異常はないか。
外壁（外装材）	☐ 開閉可能な窓の鍵はかかっているか。 ☐ 外壁にひび割れ等の異常は見当たらないか。
収納棚等	☐ 書庫等は取付金物で壁や床に固定しているか。

【参考：施設及び設備の安全点検に関する法的根拠等】

種類	内容	対象	法的根拠
定期点検	☐ 每学期1回以上 ☐ 計画的に、また教職員全員が組織的に実施	☐ 生徒等が使用する施設・設備及び防火、防災、防犯に関する設備等	（学校保健安全法施行規則第28条第1項） 每学期1回以上、生徒等が通常使用する施設及び設備の異常の有無について系統的行わなければならない。
	☐ 毎月1回 計画的に、また教職員全員が組織的に実施	☐ 生徒等が多く使用する校地、運動場、教室、特別教室、廊下、階段、昇降口、屋上、便所、手洗い場、ベランダ、給食室等	
臨時点検	☐ 運動会や体育祭、文化祭等の学校行事の前後 ☐ 暴風雨、地震、近隣で火災等の災害時 ☐ 近隣で危害のおそれのある犯罪（侵入や放火など）等の発生時	☐ 必要に応じて設定	（同第28条第2項） 必要があるときは、臨時に安全点検を行う。
日常点検	☐ 毎授業日ごと	☐ 生徒等が最も多く活動を行うと思われる箇所	（同第29条） 設備等について日常的な点検を行い、環境の安全の確保を図らなければならない。

③ ヒヤリ・ハット、気付き報告（教職員、児童生徒、保護者、地域等）

学校生活を送る中で、あるいは教育環境や教育活動全般において、以下のような事態が発生した場合には、事故報告書や「ヒヤリ・ハット、気付き報告様式」を用いて報告し、必要に応じて修理等対策を講じる。なお、報告者は教職員だけでなく、児童生徒、保護者、地域住民、関係者等を含むものとし、情報を受け取った教職員は代理で様式に記録する。

- ☐ 事故や怪我には至っていないが「ヒヤリ」とした体験をした。
☐ 潜在的なリスクに気づいた。

ヒヤリ・ハット、気付き報告様式（例）	
報告者	☐ 教職員 ☐ 児童生徒 ☐ 保護者 ☐ 地域住民 ☐ 関係機関（ ）
	報告者名（代理報告者名）
発生日時	年 月 日（ ） 時 分頃
発生場所	
事象・気付きの内容	
事象・気付きに対する措置	

④ 危険箇所の分析・管理

把握した危険箇所について、校内にて対応可能なものは速やかに改善措置を取り、その旨記録する。

校内のみでの対応が困難なものについては、以下の方針で分析・対策・管理する。

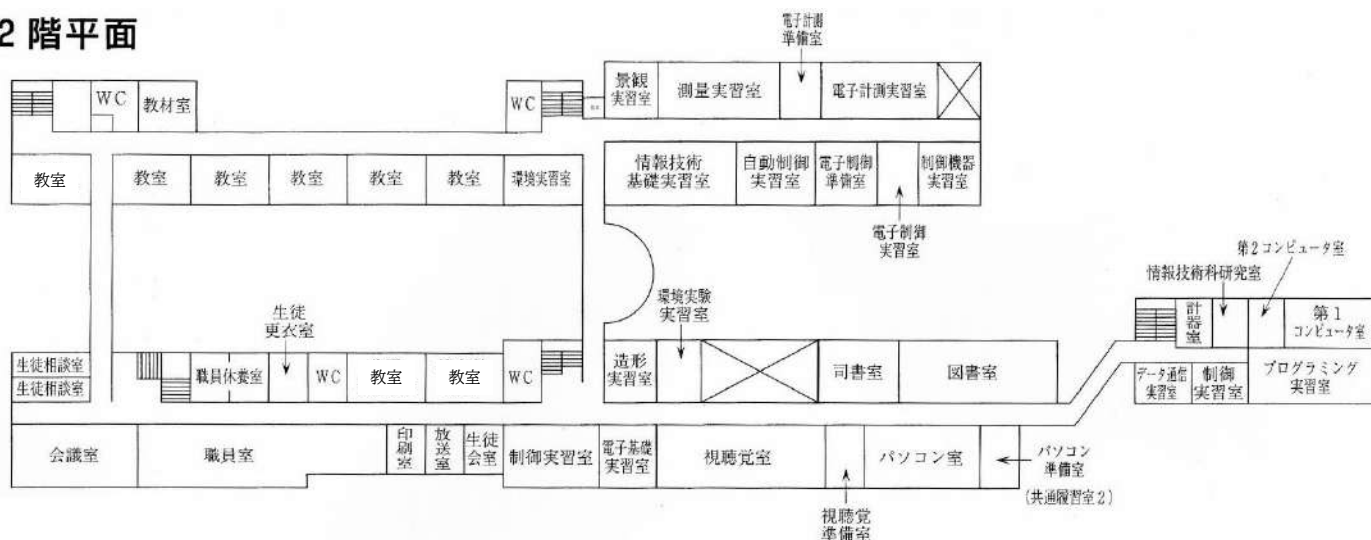
- ☐ 危険箇所をそのままにした場合に起こりうる事故・被害を具体的に想定する。
- ☐ 想定結果が重大なものから優先的に対応を取る。

⑤ 事故報告書の提出

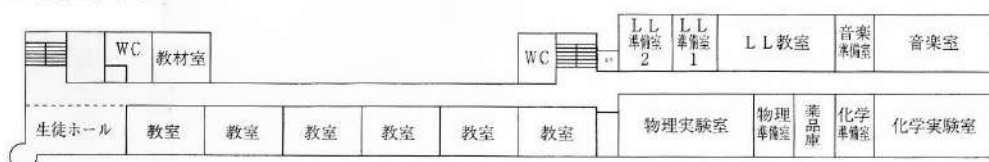
事件事故が発生した場合は、児童生徒事故報告書を県教育委員会に提出する。また「学校事故対応に関する指針（文部科学省）」を参考に適切に事故対応すること。（NE S「教育委員会要綱・要領」DB参照）

⑥ 施設・設備配置図（学校配置図等）

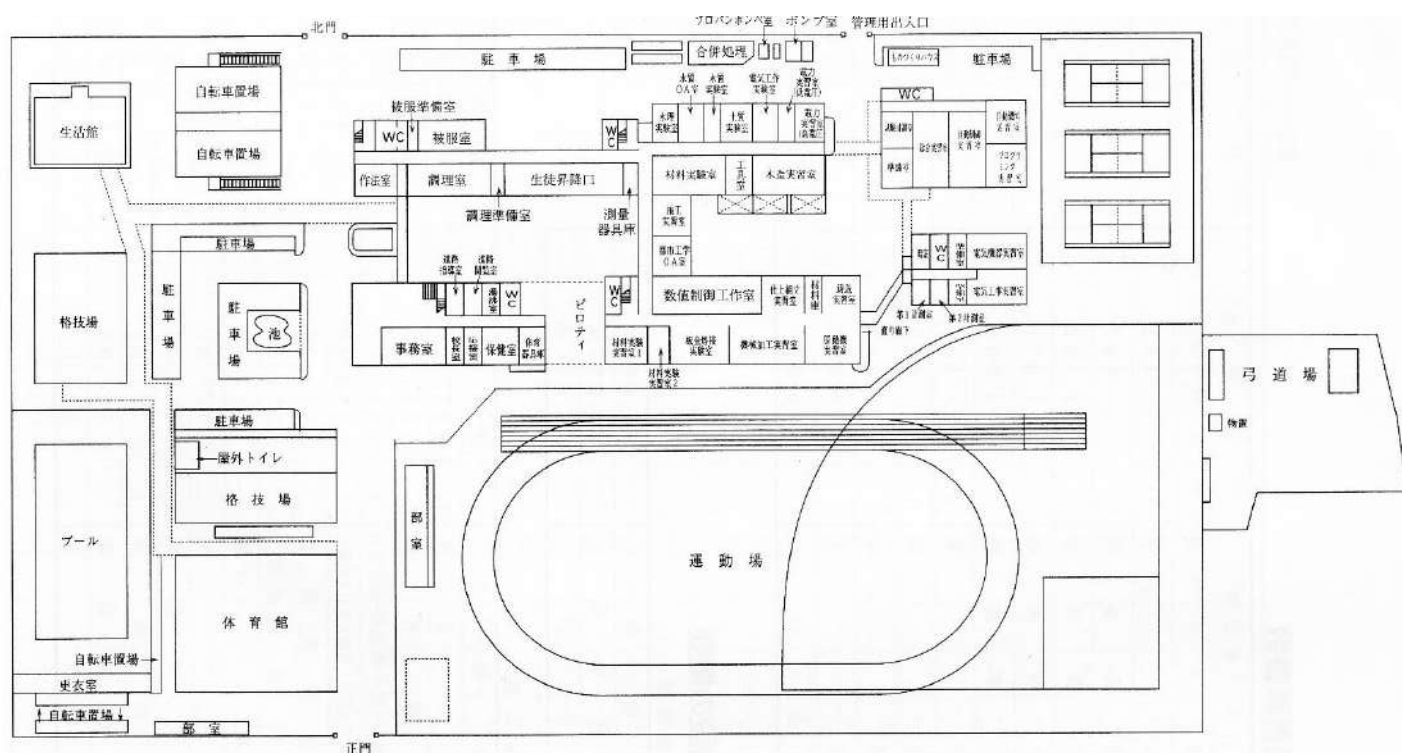
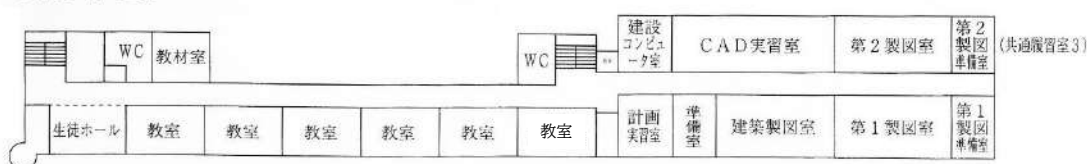
2 階平面



3 階平面



4 階平面



(9) 避難所対応

① 市町から発令される避難情報について

区分	立ち退き避難が必要な住民に求められる行動
避難準備・ 高齢者等 避難開始	・避難行動に時間を要する者(乳幼児や特別支援学校の生徒)は立ち退き避難する。 ・上記以外の住民等は立ち退き避難の準備を整える。 ・状況に応じて自発的に立ち退き避難する。特に土砂災害においては、避難準備が整い次第、土砂災害に対応した開設済みの指定緊急避難場所へ避難することが望ましい。
避難勧告	・立ち退き避難する。 ・指定緊急避難場所への移動がかえって危険と判断する場合は、近隣の安全な場所への避難や屋内での安全確保措置をとる。
避難指示 (緊急)	・立ち退き避難中の人は確実に避難を完了する。 ・避難勧告の対象地域でまだ立ち退き避難をしていない人は速やかに避難を開始する。 ・市町からの避難情報は一定の範囲で発令されるため、状況によっては屋内での安全確保の方が適切な場合もあることに留意する。

② 阿知ヶ谷・岸・東光寺地区避難所運営会議

本校は、阿知ヶ谷・岸・東光寺地区の避難所となる。地区防災委員、市役所地区防災担当者、本校職員合同による避難所運営会議を本校生活館で年5回実施する。

③ 避難所運営における施設管理者となる学校の役割

「避難生活の手引き」(静岡県危機管理部)	
●避難所運営の主な役割分担 避難所運営に関する、避難所利用者、自主防災組織等との基本的な役割分担は以下のとおりです。詳細は市町や施設により異なります。	
組 織 等	役 割
避難所運営組織 (避難所利用者による)	・避難所の運営主体 ・地域のマニュアル等に基づく避難所立ち上げ後は、自主防災組織等から速やかに運営を引継ぎ、利用者全員をメンバーとする「避難所運営組織」を立ち上げる。
自主防災組織 (地元自治会)	・避難所の立ち上げを主導する (適宜、「避難所運営組織」に体制を移行する) ・避難所や地域住民への情報伝達 ・在宅避難者の把握及び支援 ・地域全体の防火・防犯活動
避難所施設管理者 (学校等)	・市町職員と連携し施設・設備の被害状況や安全性の確認 ・施設管理 ・避難所の運営支援(おもに施設、備品)
市町職員	・施設管理者と協力した避難所の開設・解消(閉鎖) ・市町本部との連絡調整 ・避難所の運営支援

④ 避難所の施設管理者として確認すべきこと

確認事項	
☐	自主防災組織、施設管理者（学校等）と市町防災部局との連絡先（勤務時間外を含む）
☐	施設管理者として、避難者に提供できる施設やスペース、使用可能な機材
☐	避難所用備蓄品・機材等の保管場所（市町等が準備した備蓄品等の保管スペースの提供）
☐	避難所施設の鍵の保持者氏名と連絡先

避難所運営に関する話し合い確認事項（施設管理者用）

1 施設について

避難所となる施設	名称			
	住所			
	連絡先	TEL:	FAX:	
	避難所利用者の居住地区名		想定避難者数	

2 関係者連絡先

	担当者氏名	連絡先①（勤務時間内）	連絡先②（勤務時間外）
施設管理者①			
施設管理者②			
市町防災担当課			
避難所派遣職員			
地域住民①			
地域住民②			

3 避難者生活スペース、備蓄品、機材について（施設管理者として提供できるものを記載）

避難者生活スペース （トイレ等も含む）	
避難者へ提供できる機材等	
備蓄品・資機材保管場所 （備蓄品・資機材は市町準備）	

4 避難所開設について

			氏名	連絡先
避難所を開 設する担当 者	勤務時間内	施設管理者		
		市町担当者		
		地域住民		
	勤務時間外	施設管理者		
		市町担当者		
		地域住民		
その他、 避難所施設の鍵を持っている人				

3 災害対策について

(1) 地震災害対策

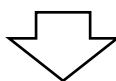
① 地震災害発生時の教育活動実施基準

状 況			基 準
地震	南海トラフ地震 臨時情報	調査中	☐ 原則通常授業
		巨大地震警戒	☐ 原則通常授業
		巨大地震注意	☐ 原則通常授業
		調査終了	☐ 原則通常授業
	学校が所在する地域で震度 5 弱以上の地震が発生したとき		☐ 直ちに教育活動を中止
	学校が所在する地域で震度 4 以下の地震が発生したとき		☐ 通常授業、ただし状況に応じて授業中止

② 大規模地震発生時の対応

発生直後の安全確保	☐ 生徒に対し明確な指示を出す。									
	「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」場所に身を寄せる									
	<table border="1"><tr><td>教室</td><td rowspan="4">頭を守る</td><td>机の下に隠れる（机の脚を持つ） 外に飛び出さない</td></tr><tr><td>廊下・階段</td><td>ガラスに注意して中央で伏せる</td></tr><tr><td>体育館</td><td>落下物に注意して中央で伏せる</td></tr><tr><td>グラウンド</td><td>校舎から離れ中央で伏せる</td></tr></table>	教室	頭を守る	机の下に隠れる（机の脚を持つ） 外に飛び出さない	廊下・階段	ガラスに注意して中央で伏せる	体育館	落下物に注意して中央で伏せる	グラウンド	校舎から離れ中央で伏せる
	教室	頭を守る		机の下に隠れる（机の脚を持つ） 外に飛び出さない						
	廊下・階段			ガラスに注意して中央で伏せる						
体育館	落下物に注意して中央で伏せる									
グラウンド	校舎から離れ中央で伏せる									
☐ 火気の消火（電源を切り・ガスの元栓を閉める）										
☐ 出入口を確保する。										

避難誘導	一次避難場所：グラウンド （※津波の襲来が予想される場合は、校舎上層階への垂直避難も検討）
	☐ 生徒の状況を把握する。
	☐ 生徒に対し明確な指示を出す。
	「押さない・走らない（※）・しゃべらない・戻らない」 防災ずきん等で頭部を保護する 余計な荷物を持たず、上履きのまま行動する ※津波避難の場合は走ることもある
	☐ 名簿、引渡しカード、ホイッスル等を携行し、生徒を安全な場所に誘導する。
	☐ 普通教室以外の場所にいる生徒の所在に配慮する。
	☐ 隣接クラスが連携して避難し、集団の前後に教職員を配置する。
	☐ 生徒の不安の緩和に努める。
	☐ 避難の際に支援を要する者への対応に配慮する。
	☐ 校内にいる人員の状況を把握する（点呼・欠席者・負傷者等）。
☐ 2次災害等の危険が予想された場合は直ちに安全な場所に避難する。	



避難完了後は、災害対策本部を設置し、各班の対応行動を開始する。

③ 南海トラフ地震臨時情報

【「南海トラフ臨時情報」の発表条件】



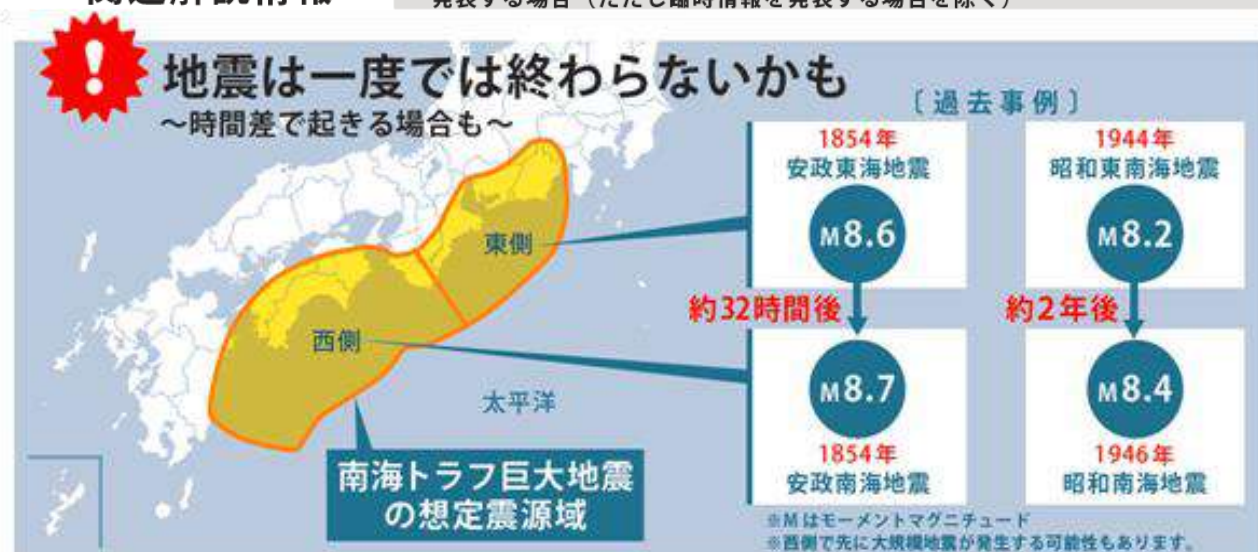
南海トラフ地震 臨時情報

キーワード	調査中	■ 南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ■ 観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
	巨大地震警戒	■ 観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合
	巨大地震注意	■ 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において M8.0 以上の地震が発生したと評価した場合 ■ 南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界において M7.0 以上、M8.0 未満の地震が発生したと評価した場合 ■ 想定震源域のプレート境界以外や、想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲で M7.0 以上の地震が発生したと評価した場合 ■ ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合
	調査終了	■ 巨大地震警戒、巨大地震注意のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合



南海トラフ地震 関連解説情報

- 観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合
- 「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし臨時情報を発表する場合を除く）

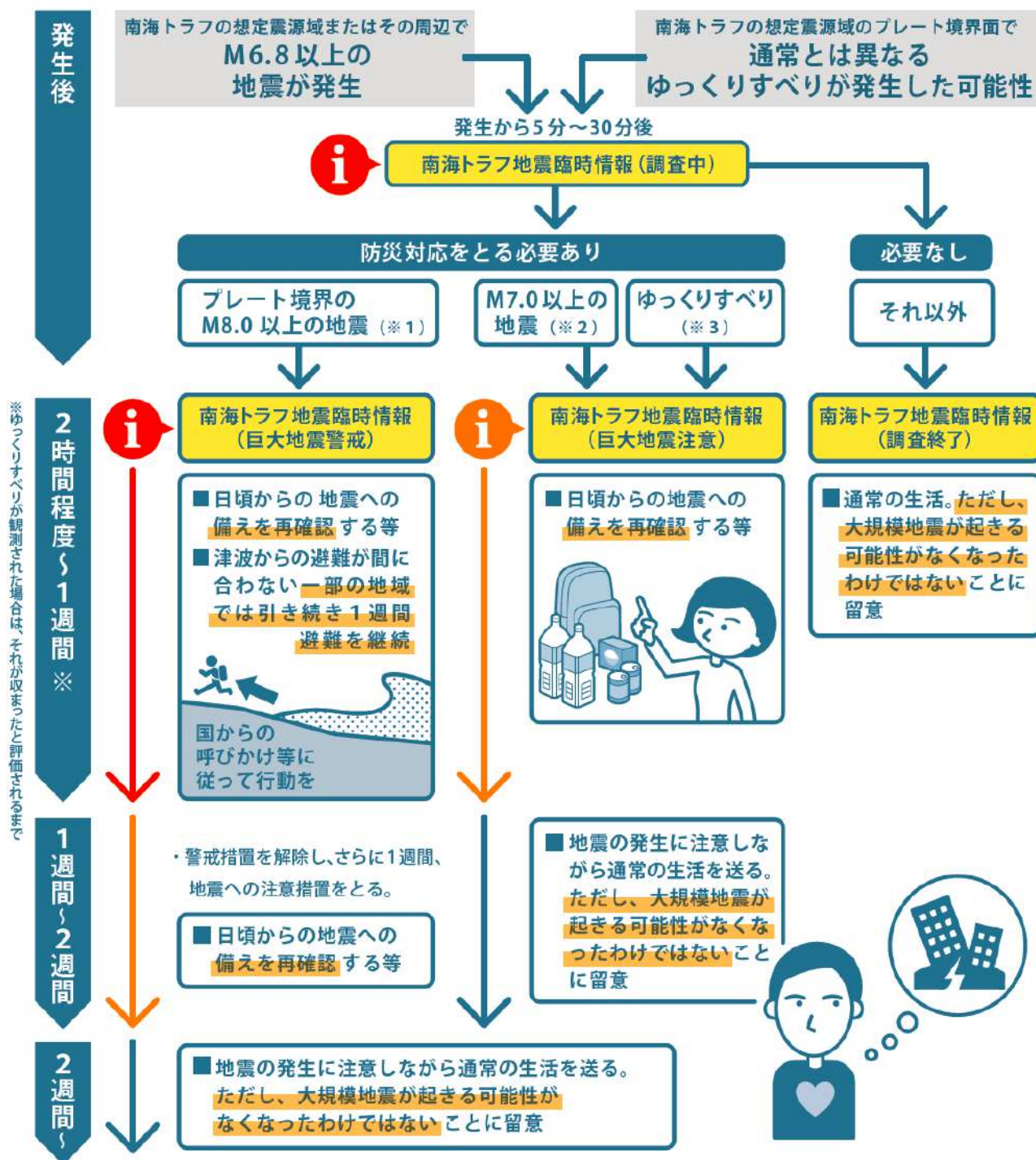




時間差で発生する巨大地震に備えましょう ～南海トラフ地震臨時情報～

- ・南海トラフ地震の発生可能性が通常と比べて相対的に高まったと評価された場合に気象庁から「南海トラフ地震臨時情報」が発表されます。
- ・政府や地方公共団体などからの呼びかけ等に応じた防災対応をとりましょう。

地震発生後の防災対応の流れ



※1 想定震源域のプレート境界で M8.0 以上の地震が発生

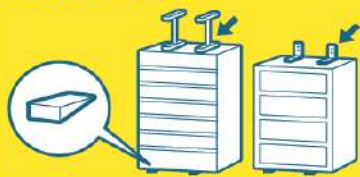
※2 想定震源域、またはその周辺で M7.0 以上の地震が発生（ただし、プレート境界の M8.0 以上の地震を除く）

※3 住民が揺れを感じることがない、プレート境界面のゆっくりとしたずれによる地殻変動を観測した場合など



地震の発生に備えよう

□ 家具の固定



□ 非常用 持ち出し袋の準備



□ 水や食料の備蓄



□ 避難場所や 避難経路の確認



□ 感震ブレーカーの設置



□ 建物の耐震化



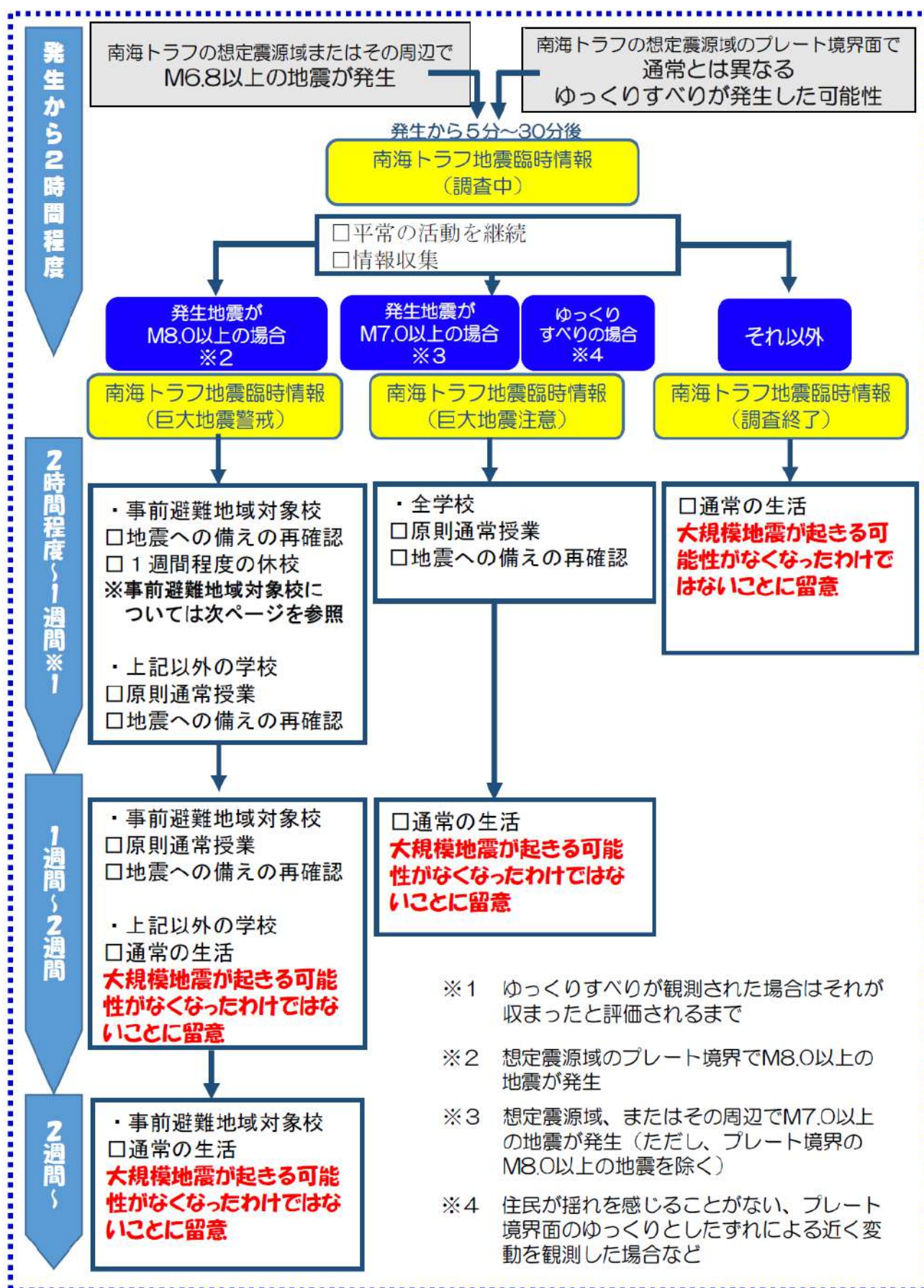
自らの命、大切な人の命を守るために、今から準備しておきましょう

【学校における防災対応の留意事項】

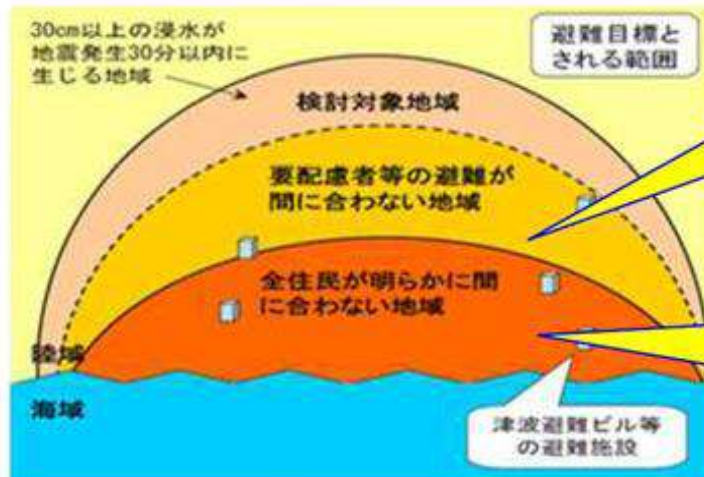
計画に記載すべき留意事項	個別の留意事項
○幼稚園、小・中学校等にあつては、児童生徒等に対する保護の方法について対策計画に明示するものとする。この場合において、学校の置かれている状況等に応じ、児童生徒等の保護者の意見を聴取する等、実態に即した保護の方法を定めるよう留意するものとする。	○事前避難対象地域に位置する学校は、避難勧告等が発令された場合、児童生徒等の安全確保のため、臨時休業等の適切な対応をとる。

(内閣府 「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」抜粋 H31.3)

④ 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の学校の対応



【事前避難地域に位置する対象校の考え方】



要配慮者等事前避難対象地域の
1週間程度の休校対象校種

- ☐ 幼稚園等 ☐ 小学校
- ☐ 特別支援学校

住民事前避難対象地域
1週間程度の休校対象校種

- ☐ 幼稚園等 ☐ 小学校
- ☐ 特別支援学校
- ☐ 中学校 ☐ 高等学校

事前避難対象地域（要配慮者等事前避難対象地域・住民事前避難対象地域）は各市町が指定します。津波浸水域に位置する学校は必ず所在する市町防災担当課へ確認してください。

(ア)「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」発表時の学校の対応

実施項目	実施者
☐ 原則通常授業	
☐ 応急対策要員による情報収集	☐ 災害対策本部
☐ 校内放送等による連絡	☐ 災害対策本部

(イ)「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」発表時の学校の対応（事前避難地域の学校対応）

実施項目	実施者
☐ 授業中止（1週間程度の休校）の決定	☐ 災害対策本部
☐ 教育委員会との連絡調整	☐ 災害対策本部
☐ 地震への備えの再確認	☐ 全職員
（集団下校する場合）	
☐ 集団下校班の編成	☐ 生徒班
☐ 集団下校路の確認	☐ 生徒班
☐ 保護者への休校及び集団下校の連絡	☐ 災害対策本部
（引渡しをする場合）	
☐ 保護者への休校及び引渡し場所の連絡	☐ 保護者対応班
☐ 保護者引き渡し時の身元確認	☐ 保護者対応班
☐ 保護者引き渡し後状況把握	☐ 保護者対応班

(ウ)「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)」発表時の学校の対応(事前避難地域以外の学校対応)

実施項目	実施者
☐ 原則通常授業 ☐ 教育委員会との連絡調整 ☐ 保護者への学校対応の連絡 ☐ 地震への備えの再確認	☐ 災害対策本部 ☐ 災害対策本部 ☐ 全職員

(エ)「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)」発表時の対応

実施項目	実施者
☐ 原則通常授業 ☐ 教育委員会との連絡調整 ☐ 保護者への学校対応の連絡 ☐ 地震への備えの再確認	☐ 災害対策本部 ☐ 災害対策本部 ☐ 全職員

⑤ 地震への備えの再確認事項

日頃の備え	再確認事項	確認方法または確認者
地震災害への対応	☐ 参集基準・教育活動実施基準 ☐ 各班の人員・役割 ☐ 緊急連絡先 ☐ 安否確認方法 ☐ 引渡し方法 ☐ 保護者への連絡(内容・方法・タイミング)	☐ マニュアル等で教職員の共通理解
持出品や備蓄品、機材の確認	☐ 頭部を保護するもの ☐ 避難行動に役立つもの ☐ 生活に役立つもの ☐ 救護に役立つもの	☐ 施設管理班による安全点検
生徒の安全	☐ 避難経路・避難場所 ☐ 登下校路の安全確認 ☐ 照明器具窓ガラスなどの非構造部材 ☐ 収納棚などの転倒防止対策	☐ 各班で確認

⑥ 生徒の引渡し及び待機

(ア) 引渡しのルール

状 況		基 準
学校を含む地域の震度	震度4強以下	☐ 原則として下校させる。(地区ごと集団下校等) ☐ 交通機関に混乱が生じている場合や、通学路の安全が確認できない場合は学校で待機させる。
	震度5弱以上	☐ 原則として、安全が確認できるまでは学校で待機させる。 ☐ 安全が確認されたら、保護者への引渡し・集団下校等、地震の規模、被災状況に応じて適切に判断する。

(イ) 引渡しにおける留意事項

☐ 保護者への引渡しが困難な場合を想定し祖父母や親戚等も含め、複数の引受人を把握しておく。 ☐ 地域ごと集団で下校させるなど、安全確保上の配慮を徹底する。 ☐ 生徒の下校後の状況把握に努める（避難先・家族や自宅の被害等）。 ☐ 保護者に引渡しした後においても、安全に帰宅できることが確認されるまでは保護者とともに学校に留め置くなどの対応も必要である。
--

(ウ) 引渡し手順

	災害対策本部	生徒・保護者対応班
事前	① 引渡し場所（生徒待機場所）決定 ②保護者を誘導・引渡し方法説明	①緊急連絡カード・引渡し名簿準備 ②生徒を待機場所へ移動
引渡し		③緊急連絡カードの照合 ④引渡し後の連絡先の確認 ⑤引渡し状況の報告
事後	② 引渡し状況の集約 ④引渡しが完了していない生徒の保護	⑥引渡しが完了していない生徒の保護
	【学校待機の留意点】 ☐ 長時間の待機又は宿泊施設の確保 ☐ 食料・寝具の確保 ☐ 生徒の身体的・精神的ケア	

(エ) 緊急時引渡しカード

緊急時引渡しカード			
学年・組・氏名	年 組 番 氏名 (男 女)		
住所	〒		
上記住所における避難 所等	(避難場所)		
	(避難所)		
本校在学兄弟等	年 組 番 氏名 (男 女)		
	年 組 番 氏名 (男 女)		
緊急時の引受人 (実際に学校に迎えに来る人・保護者以外を含む)			
順位	引受人名	本人との関係	電話番号
1			(自宅)
			(携帯)
			(X - Ⅱ)
			(その他・職場等)
2			(自宅)
			(携帯)
			(X - Ⅱ)
			(その他・職場等)
3			(自宅)
			(携帯)
			(X - Ⅱ)
			(その他・職場等)
太枠内は引受人が署名			
引受人署名	引渡し日時	引渡した教職員	
	月 日 時 分		
引渡し後の連絡先 (☐ 自宅 ☐ 自宅以外)			

(2) 風水害対策

① 平常時の対策

☐ 立地環境と災害予測（各種ハザードマップ等を確認し、予測される災害をマニュアルに明記）
☐ 気象情報の収集（静岡地方気象台 HP／サイポスレーダー／静岡県地理情報システム 等）
☐ 防災設備等の確認、必需品の備蓄
☐ 授業等の実施基準の決定と保護者等への周知
☐ 初動体制の確立
☐ 連絡体制の確立（教職員、生徒、保護者、行政・防災関係機関）
☐ 避難先、避難経路等の確認
☐ 避難訓練の実施

② 教育活動の実施基準

危機管理マニュアル P.10 教育活動の実施基準(2)「気象注意報・警報」参照

③ 特別警報発表時における対応

種 類	対 応	
気 象 等	県内全域又は学校所在地の市町に特別警報が発表された場合	特別警報が解除され、かつ安全が確認されるまで、原則として教育活動は中止し、生徒および教職員の安全確保を徹底する。
	学校所在地以外の県内市町に特別警報が発表された場合	学校が所在する市町に対し、特別警報が発表されていない場合であっても、生徒の居住地や通学状況等に十分配慮した上で、教育活動の実施について適切に判断する。
津 波	大津波警報発表時の対応とする。	
火山噴火	噴火警報発表時の対応とする。	
地 震 動	緊急地震速報発表時の対応とする。	
（対応方針） 「特別警報」は、「警報」の発表基準をはるかに超える数十年に一度の大災害が起こればと予想される場合に発表され、対象地域の住民に対して最大限の警戒を呼びかけるものであることから、各学校においても生徒及び保護者に対し、「命を守る行動」を最優先するよう指導・周知する。生徒の帰宅又は保護者への引き渡しについては、特別警報が解除された後に行う。 その際、公共交通機関、道路及び生徒の居住地等の安全を確認の上、帰宅させ、帰宅困難な生徒がいる場合には学校で待機させる等の対応をとる。		

④ 気象警報等が発表された場合（又は発表が予見される場合）

（ア）生徒在校時の対応

1 警報等発表時（又は警報等の発表が予見できたとき）	実施者
☐ テレビ、ラジオ、インターネット等からの情報収集体制強化 ☐ 指示・連絡体制の確認 ☐ 教職員及び生徒への定期的な情報提供開始 ☐ 周辺校や関係機関との情報共有	☐ 災害対策本部
2 授業中止等の対応の検討・決定	実施者
☐ 教職員及び生徒に連絡 ※授業を継続する場合は情報収集・提供を継続 ☐ 直ちに各 HR 教室へ移動（垂直避難の実施） ☐ 教育委員会等への報告	☐ 災害対策本部 ☐ 生徒班 ☐ 災害対策本部
3 下校対応	実施者
☐ 通学路、交通機関等の状況を把握 （安全が確認できた場合） 注意喚起をした上で、状況が悪化する前に速やかに下校させる （安全が確認できない場合） 留置き、引渡し等の措置の検討、実施 （必要に応じて） 保護者への連絡	☐ 施設管理班 ☐ 生徒班 ☐ 災害対策本部 ☐ 保護者対応班

（イ）生徒不在時の対応 ※参集した応急対策要員が以下の業務を実施

1 警報等発表時（又は警報等の発表が予見できたとき）
☐ テレビ、ラジオ、インターネット等からの情報収集体制強化 ☐ 指示・連絡体制の確認 ☐ 必要な教職員の参集（管理職等） ☐ 周辺校や関係機関との情報共有 ☐ 生徒、保護者への連絡方法の確認
2 休校等の対応の決定・連絡
☐ 各校の授業等の実施基準に基づき対応を決定 ☐ 必要に応じて生徒、保護者等に連絡 ※1 章-6-（3）保護者等への非常時の通信手段の確保を参照 ☐ 教育委員会への報告
静岡県立学校管理規則第3条第2項 「非常変災その他急迫の事情のため臨時に、授業の一部又は全部を行わない場合は、校長は、直ちにその旨を教育委員会に報告しなければならない」

⑤ 積乱雲の発生にともなう「竜巻」「雷」「局地的大雨」への対応

「教職員のための危機対応BOOK」（静岡県教育委員会）

② 竜巻・雷・局地的大雨発生時の初動対応

1. 危険の察知



2. 身を守る指示



(3) 原子力災害対策

① 原子力災害対策の基礎知識

「原子力防災のしおり 平成 29 年 3 月」(静岡県)

原子力災害とは、 なんですか？

原子力発電所の事故により、発電所から放射性物質が外にもれてしまうことをいいます。

原子力災害は、自然災害と比べ、主に次のような特徴があります。

放射性物質は、放射線を放出しながら雲のようなかたまりとなって風下へ広がります。

放射性物質や放射線は人間の五感で感知することができませんが、放射線測定器を用いることにより検知することができます。

放射線による被ばくから身を守るためには屋内退避や避難などの防護措置が必要となります。



放射線を浴びることを被ばくといい、身体の外から被ばくする外部被ばくと、食べ物や呼吸によって身体の中から被ばくする内部被ばくがあります。

原子力災害対策を重点的に 行う地域はどこですか？

中部電力浜岡原子力発電所は、遠州灘に面した御前崎市佐倉に立地しています。原子力災害対策を重点的に実施すべき地域として、県では発電所から概ね半径31km圏内の地域を設定しています。



UPZ (Urgent Protective Action Planning Zone)

緊急時防護措置を準備する区域
発電所から概ね31km圏内
牧之原市の一部、菊川市、掛川市、吉田町、袋井市、焼津市、静岡市の一部、島田市の一部、森町の一部、磐田市の一部

PAZ (Precautionary Action Zone)

予防的防護措置を準備する区域
発電所から概ね5km圏内
御前崎市、牧之原市の一部

どんなときに どんな指示が出るの？

原子力発電所で事故が発生した場合は、発電所がどうなっているか、放射性物質が放出されているか、放射線の測定(モニタリング)結果はどうか、に基づき、屋内退避や避難などの必要な防護措置が判断され、指示が出されます。

発電所の状況に基づく判断(放射性物質の放出前)

事例	緊急事態区分	PAZの防護措置	UPZの防護措置
県内で 震度6弱以上の 地震が観測 された時など	警戒事態 異常事態の発生、または そのおそれがあるとき	要配慮者等の避難準備	情報収集
発電所の 全交流電源が 喪失した状態が 継続した時など	施設敷地緊急事態 放射線による影響が起こる 可能性があるとき	要配慮者等の避難実施 一般住民に避難準備を 行うよう 指示が出ます。	屋内退避の準備を 行うよう 指示が出ます。
原子炉を冷却する 全ての機能を喪失 した時など	全面緊急事態 放射線による影響が起こる 可能性が高いとき	全住民の避難、 安定ヨウ素剤の服用の 指示が出ます。	屋内退避の実施や 避難・一時移転の 準備を行うよう 指示が出ます。

空間放射線量率に基づく判断(放射性物質の放出後)

放射線モニタリングの値	防 護 措 置
500 μ Sv/h超過	数時間以内を目途に区域を特定し、 速やかに(1日以内を目安)避難するよう指示が出ます。
20 μ Sv/h超過	1週間程度内に移転する 一時移転の指示が出ます。
0.5 μ Sv/h超過	飲食物を検査する区域を決め、 検査結果によっては摂取制限を行います。

μ Sv：マイクロシーベルト

原子力発電所で 緊急事態が発生したら

万一、原子力発電所で緊急事態が発生し、放射性物質の放出による影響が周辺地域に及ぶ、又はそのおそれがある場合には、国、県、市町などの防災関係機関は、防災計画に基づき、皆様の健康と安全を守るために様々な防災活動を行います。これらの状況については、ラジオ、テレビ、防災行政無線、インターネット、広報車などにより、そのつど住民の皆様へお知らせします。情報に従い落ちついて行動してください。



慌てて行動せず、次の情報がでるまで屋内で退避しましょう。



うわさやデマに惑わされないようにしましょう。

県や市町からの正しい情報にしたがって行動しましょう。おかしいと思ったら、複数の公共放送で確認してください。



電話の使用は極力控えましょう。
安否情報の確認などは、「災害時伝言ダイヤル171」などを利用しましょう。



おとなりさん・ご近所さんとの情報の確認をしましょう。
お年よりや体の不自由な方には、特に声をかけましょう。

原子力災害が発生したときは発電所の事故の状況や緊急時モニタリングによる放射線の実測値などに基づき屋内退避や避難などの防護措置が決定されます。

住民が一斉に避難を開始すると、交通網が混乱し、いたるところで大渋滞が発生することで避難時間が長くなるなどのシミュレーションの結果があります。

みなさんができるだけスムーズに避難でき、被ばくを最小限にとどめられるよう、屋内退避や避難の指示に基づいて冷静な行動をお願いします。

静岡県原子力防災ポータル

静岡県では浜岡原子力発電所の状況、緊急時モニタリングの情報、避難指示等の範囲、避難ルートなどの情報をパソコンやスマートフォン等で見る事ができるシステムを開発しました。(H28.3)

静岡県のホームページからアクセスできます。(http://shizuoka.force.com/shizuokandp)

QRコードでも
アクセス可能



屋内退避の 指示が出されたら

自宅などの屋内に入り、できる限り外気に触れないよう、ドアや窓を全部閉めてください。
建物に入ると被ばくを減らすことができます。コンクリートなどの気密性の高い建物はより効果的です。



放射性プルーム(放射性物質が雲状になったもの)が通過する時に屋外で行動すると、かえって被ばくが増すおそれがあります。屋内退避によって放射性物質をできるだけ避けたほうが、被ばく量を少なくすることができます。

(学校の場合)

- ☐ 教室等の全ての窓やカーテンを閉め、換気扇等を止める。
- ☐ 避難等に備え、マスク配布の準備をする。
- ☐ 長時間の屋内退避においては、特に体調や気持ちの変化に配慮する。
- ☐ 自治体等からの指示に迅速に対応できるよう、身支度を整えさせる。
- ☐ 今後の動きや留意点(保護者への引渡し・避難・家族との合流、防護対策等)を生徒に説明する。
- ☐ 一斉メール等を活用し、学校の対応(屋内退避)等について保護者に連絡する。

② 浜岡地域原子力災害広域避難計画

(ア) 避難先市町（県内の避難先及び協議をしている都県、市区町村）

避難先 1：原子力災害が単独で発生した場合等

避難先 2：大規模地震との複合災害などで避難先 1 に避難できない場合

	PAZ	UPZ	避難先 1	避難先 2
御前崎市	○		静岡県（浜松市）	長野県（松本地域、北安曇地域、長野地域、北信地域）※
牧之原市	△		山梨県（甲斐市、中央市、南アルプス市、昭和町、市川三郷町）	長野県（佐久地域、上小地域）※
		△	山梨県（甲府市、笛吹市、甲州市、山梨市、北杜市、富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、韮崎市、富士河口湖町、富士川町、身延町、南部町）	群馬県（高崎市、沼田市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、榛東村、吉岡町、下仁田町、甘楽町、玉村町）
島田市		△	静岡県（静岡市、川根本町、富士市、沼津市、長泉町、清水町、函南町、伊豆の国市、伊豆市、下田市、東伊豆町、河津町、松崎町、西伊豆町、南伊豆町）	東京都（特別区、市町村（島しょ部を除く））
藤枝市		△	神奈川県（全 33 市町村） 静岡県（三島市、裾野市、御殿場市、小山町、熱海市、伊東市）	埼玉県（全 63 市町村）
焼津市	○			
吉田町		○	静岡県（静岡市、富士宮市）	群馬県（前橋市、伊勢崎市、太田市、桐生市、みどり市）
菊川市		○	静岡県（浜松市、湖西市） 愛知県（豊橋市、田原市）	富山県（高岡市、氷見市、砺波市、小矢部市）
掛川市		○	愛知県（岡崎市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、幸田町、豊田市、みよし市、新城市、設楽町、東栄町、豊根村、豊川市、蒲郡市）	富山県（富山市、魚津市、滑川市、黒部市、南砺市、射水市、上市町、立山町、入善町、朝日町、舟橋村）
袋井市		○	三重県（全 29 市町）	福井県（福井市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市、永平寺町、池田町、南越前町、越前町）
磐田市		△	岐阜県（全 42 市町）	石川県（金沢市、小松市、加賀市、白山市、能美市、野々市市、川北町、津幡町、内灘町）
森町		△	静岡県（森町内）	静岡県（森町内）

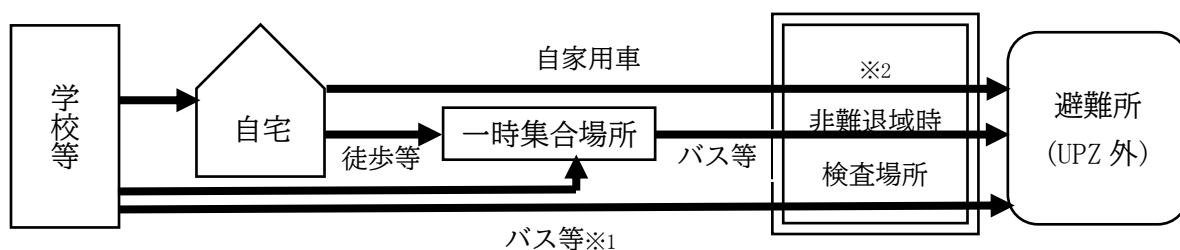
PAZ・UPZ の対象範囲が市町域の全域に及ぶ場合は○、一部の場合は△

※長野県の地域

- ・松本地域：松本市、塩尻市、安曇野市、麻績村、生坂村、山形村、朝日村、筑北村
- ・北安曇地域：大町市、池田町、松川村、白馬村、小谷村
- ・長野地域：長野市、須坂市、千曲市、坂城町、小布施町、高山村、信濃町、飯綱町、小川村
- ・北信地域：中野市、飯山市、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、栄村
- ・佐久地域：小諸市、佐久市、小海町、佐久穂町、南相木村、北相木村、軽井沢町、御代田町、立科町
- ・上小地域：上田市、東御市、長和町、青木村

(イ) 学校等の避難フロー（PAZ・UPZ 共通）

保護者への引渡し※1



※1 保護者への引渡しを原則とするが、引渡しが出来ない場合には、市町の指示によりバス等により避難するものとする（バス等の確保は県が国の支援、交通関係機関の協力を受け行う。）

。

（『浜岡地域原子力災害広域避難計画 H29.3 月修正』（静岡県危機管理部）参照）

③ 原子力施設において異常な事態が発生した場合に備えた学校の対応

(ア) P A Z又はU P Z圏内から通学している生徒への対応

事前の準備	☐ 原子力発電所のある地域から通学している生徒がいる場合は名簿を作成し、原子力災害発生時の対応について保護者と共通理解を図る。
原子力施設において異常な事態が発生した場合	☐ 災害発生状況を把握し、当該生徒に正確な情報を伝える。 ☐ 原子力災害の場合、自家用車避難を原則とすることから、保護者と生徒が可能な限り一緒に行動できるよう下校又は引渡しを判断する。 ☐ 下校又は保護者への引渡しができない場合は、学校で待機させ、教職員とともに行動する。

(イ) U P Z内の学校における対応

U P Z内の学校は、全面緊急事態まで進展した場合、自治体の指示に従い、生徒を引率して避難することもありうるため、可能な限りそれ以前の段階での下校又は引渡しをなされるよう努めること。

	警戒事態	施設敷地緊急事態 (屋内退避準備)	全面緊急事態 (屋内退避)
学校が直ちに取るべき対応	☐ 直ちに教育活動を中止 ☐ 学校の対応を保護者に連絡 ☐ 下校又は引渡し ☐ 上記の対応を教育委員会に連絡	☐ 直ちに教育活動を中止 ☐ 屋内退避準備 ☐ 学校の対応を保護者に連絡 ☐ 下校又は屋内での引渡し ☐ 上記の対応を教育委員会に連絡	☐ 直ちに教育活動を中止 ☐ 屋内退避 ☐ 学校の対応を保護者に連絡 ☐ 屋内での引渡し ☐ 上記の対応を教育委員会に連絡
下校又は引渡しができない生徒の対応	☐ 学校等に留め置き	☐ 学校等の屋内に留め置き	☐ 学校等の屋内に留め置き

(ウ) 下校・引渡しのルール（まとめ）

上段：警戒事態 中段：施設敷地緊急事態 下段：全面緊急事態

		児童生徒の居住地		
		PAZ内	UPZ内	UPZ外
学校	UPZ内	【下校又は引渡し】		
		【引渡し】	【下校又は引渡し】	
		【引渡し】		

(※) 自治体から避難指示が出るまでは可能な限り【引渡し】を継続

(4) 火山災害対策

① 噴火警戒レベルと噴火警報

富士山や伊豆東部火山群の火山活動に異常が観測された際には、気象庁から噴火警戒レベルや噴火警報が発表され、これらに応じた避難の指示等が市町から伝えられる。

予報 警報	レベル	火山活動の状況と住民等の行動	富士山	伊豆東部 火山群
噴火警報	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している場合に発表されます。危険な地域からの避難が必要です。	○	○
	レベル4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まっている場合に発表されます。警戒が必要な地域からの避難や避難準備が必要です。	○	○
火口周辺警報	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合に発表されます。危険な地域への立ち入りが規制されます。	○	(※)
	レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想された場合に発表されます。火口周辺への立ち入りが規制されます。	(※)	(※)
噴火予報	レベル1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏な状況です。特別な対応はありません。	○	○

※ 噴火の可能性が高まっていく段階では、富士山ではレベル3以上、伊豆東部火山群では、レベル4以上が発表される。

(参考) 避難方法について

【富士山火山】

富士山火山広域避難計画【対策編】では、溶岩流等からの避難は、自家用車等による避難が基本とされている。

【伊豆東部火山群】

伊豆東部火山群の伊東市避難計画では、居住地から噴火による影響範囲の外までの移動は、自主防災組織単位での徒歩による避難が基本とされている。

(5) 火災対策

① 火災予防対策

火災の予防に関しては、消防法第8条第1項に基づき多くの学校で「消防計画」が定められている。学校で火災予防のため消防計画に定めておくべき事項としては、以下のような事項が挙げられる。

- ・ 予防管理組織（防火管理者や火元責任者）
- ・ 建物等の自主検査
- ・ 教職員等の遵守すべき事項（火気管理、放火防止、避難管理）
- ・ 消防用設備等の法定点検の実施
- ・ 火災等の災害に対する自衛消防活動
- ・ 教育訓練
- ・ 消防機関への報告・連絡

② 火災発生時の対応

火災発生時には、基本的に消防計画に定められた対応を取るようになるため、予め避難訓練や消火訓練等を通じて身に付けておく。

特に、火災発生 of 初期段階に取るべき対応については、以下の内容を簡潔・具体的なフロー図の形で整理し、毎年行うことが義務付けられている消防訓練（通報・消火・避難の訓練）で利用する。

- ・ 火災報知器作動時の対応（火元確認 等）
- ・ 火災発見者の取るべき対応（大きな声で知らせる、火災報知ボタンを押す 等）
- ・ 初期消火（実施方法、初期消火の限界の判断基準 等）
- ・ 消防への通報
- ・ 避難指示（判断者、指示内容文案 等）
- ・ 避難誘導、避難行動（授業中・休憩時間中等、発生タイミングに応じて取るべき行動）
- ・ 避難の際の留意点（姿勢は低く、ハンカチ等で鼻と口を覆う 等）
- ・ 緊急時持出品
- ・ 担当者
- ・ 避難場所

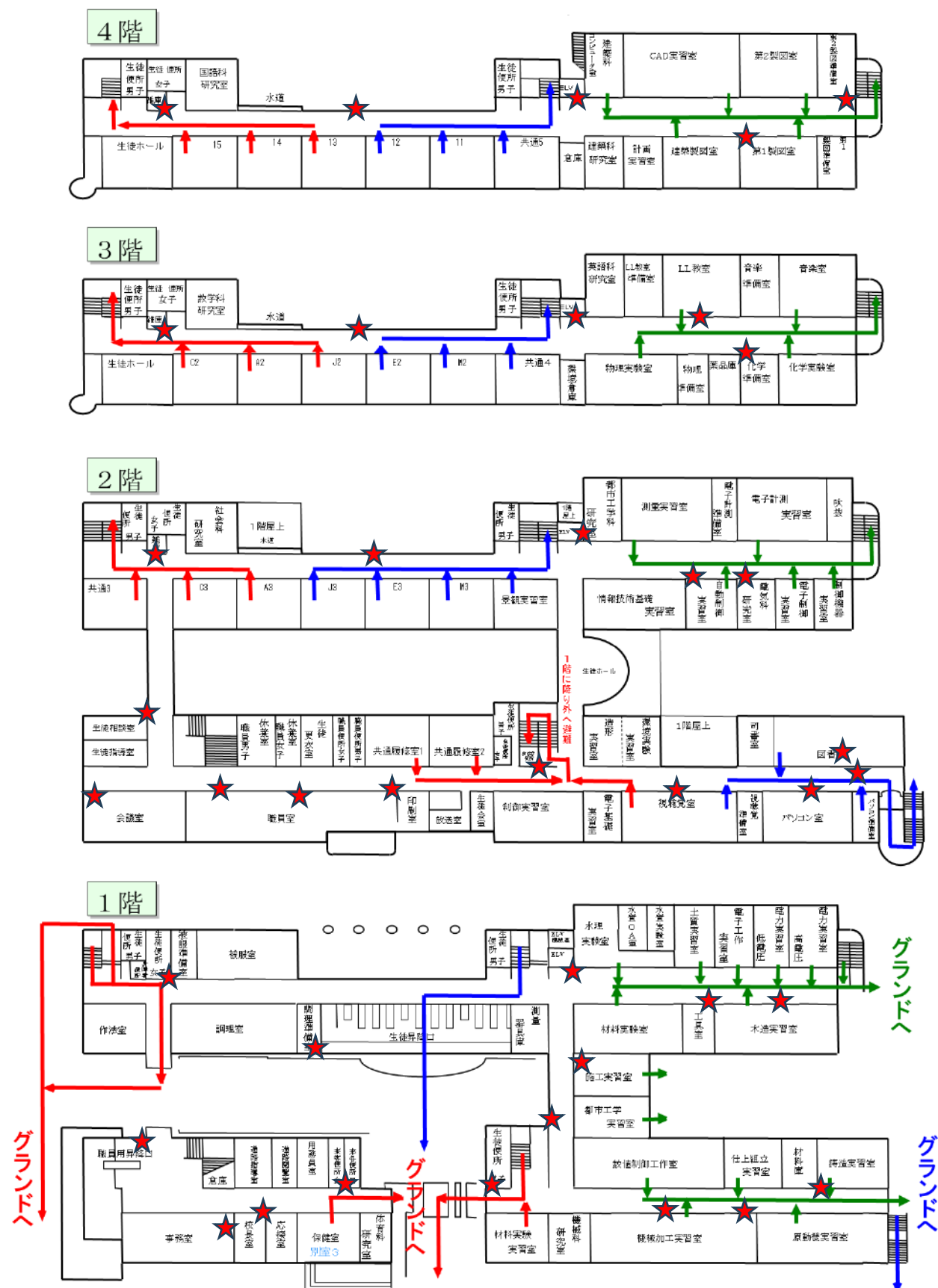
③ 火災発生時の避難場所

一次避難場所	グラウンド
--------	-------

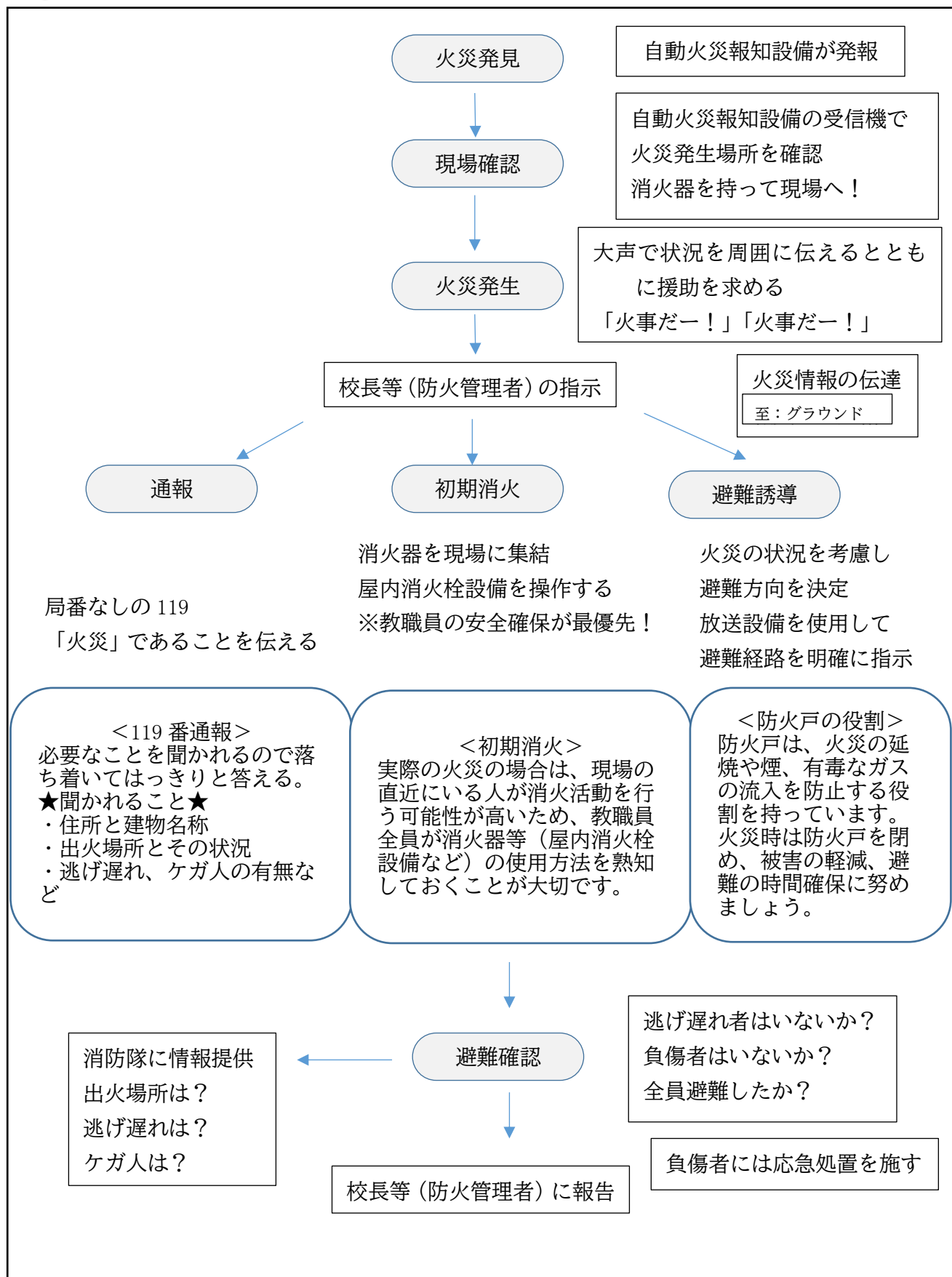
④ 火災発生時の避難経路図

★：消火器

校舎配置図および緊急避難経路



⑤ 火災発生時の対応フロー



※盛岡地区広域消防組合消防本部作成資料を参考に県教育委員会健康体育課編集

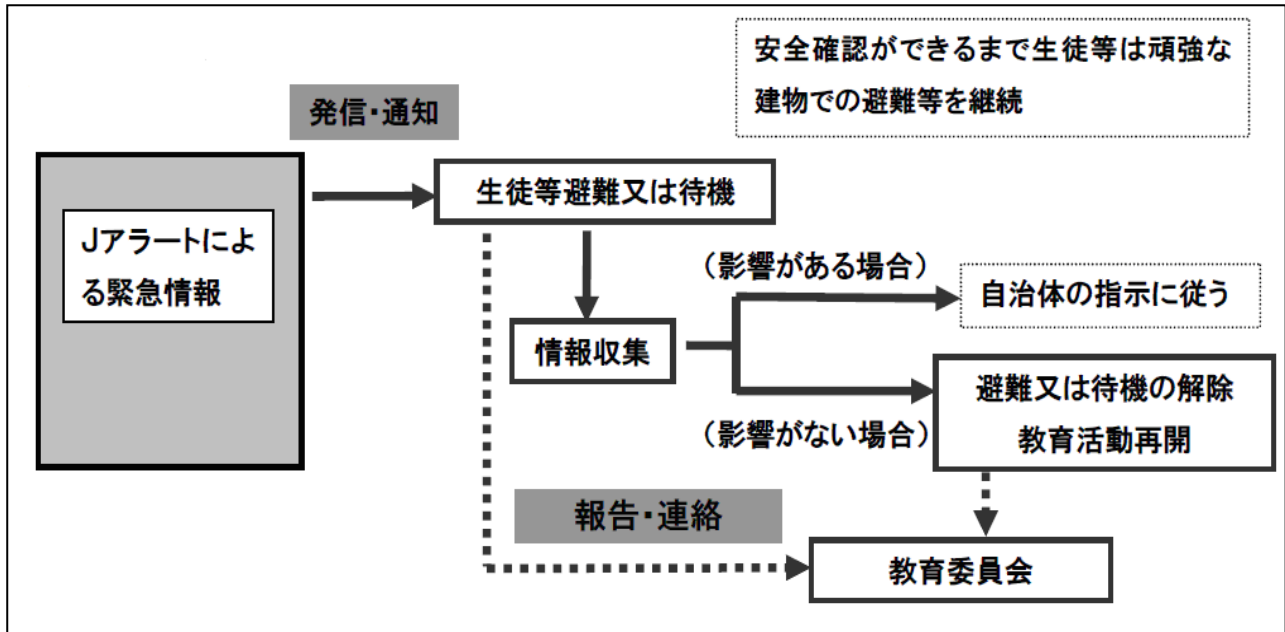
(6) 国民保護対策

① 1 ミサイル発射後に出される Jアラート警報時の対応について

(ア) 具体的対応

1 事前の対応	
☐ マニュアルの見直し・整備 ・「Jアラートにより緊急情報が発信された場合は1校時を休講とする」等、教育活動の中止基準の明確化 等 ☐ 学校環境の安全点検及び整理整頓 ☐ 生徒・保護者・教職員によるJアラート警報時の対応策の共通理解 ・Jアラート警報時の行動について、生徒に指導 ☐ 避難訓練の実施	
2 事後の対応	
Jアラートによる緊急情報（ミサイル発射）の発信時	
始 業 前	☐ 生徒に対し、避難や自宅待機を指示 ☐ 休校、短縮授業の措置を取る場合はその旨連絡するとともに教育委員会に報告 ☐ 避難行動 ・出勤前の場合は、自宅待機 ・出勤途上の場合は、近くの建物や地下に避難するか、近くに建物等がない場合は地面に伏せ頭部等を守る ・出勤後の場合は、校内にいる生徒へ避難を指示するとともに自らも避難 ☐ テレビやラジオ、携帯電話等での情報収集
在 校 中	☐ 授業を中止し、生徒に避難行動を指示 ・屋外にいる場合は、校舎等の建物内に生徒を避難 ・屋内にいる場合は、室内を密閉し、できる限り窓から離れる ☐ テレビやラジオ、携帯電話等での情報収集
放 課 後	☐ 校内に生徒がいる場合は、屋内避難 ☐ 部活動等を行っている場合は中止 ☐ テレビやラジオ、携帯電話等での情報収集
Jアラートによる緊急情報（ミサイル通過＝影響がない場合）の発信時	
始 業 前	☐ 生徒に対し、避難や自宅待機の解除を通知 ☐ 避難行動をやめ、出勤 ☐ 引き続き、情報収集
在 校 中	☐ 避難行動をやめるよう生徒に指示し、授業を再開 ☐ 引き続き、情報収集
放 課 後	☐ 避難行動をやめるよう生徒に指示 ☐ 部活動等の再開の判断をし、生徒に伝達 ☐ 引き続き、情報収集
Jアラートによる緊急情報（ミサイル落下＝影響がある場合）の発信時	
全 時 間 帯	☐ 生徒の安全を最優先し、避難指示をするとともに自らも避難行動 ☐ 屋外にいる場合は、口と鼻をハンカチ等で覆い、密閉性の高い屋内または風上へ避難 ☐ 引き続き、情報収集 ☐ 自治体から指示があった場合は、指示に従って行動

(参考) 対応の全体的な流れ



② ミサイル発射後に出されるＪアラート警報時の学校の対応

全国瞬時警報システム(Ｊアラート)警報時の対応について ～学校の対応編～

事前対応

- ・「全国瞬時警報システム(Ｊアラート)警報時の対応について～行動編～」等を参考に、児童生徒に対しＪアラート警報時の行動や体勢等を指導する
- ・Ｊアラート警報時の行動、学校の対応について、保護者に周知する

授業中断等の基準

- ・始業前:
- ・授業中:

学校の対応を記載

授業中断等の判断について(参考)

ミサイルの発射条件によっては、極めて短時間(1,600kmほどの距離を約10分)で飛来することが予想されるため、中断や登校時間を遅らせる等については速やかな判断が求められる。

ミサイルが発射された場合

始業前

- ・登校前の児童生徒は、自宅待機させる(事前指導)
- ・授業開始を遅らせる等の措置を取り、児童生徒、保護者に通知する

登下校中

- ・登下校中の児童生徒は近くの建物に避難させる(事前指導)
- ・電車やバス(乗合バス)に乘車している場合は、事業者の指示に従う(事前指導)
- ・スクールバス乗車中の場合は、バスを降り近くの建物に避難するか、バスに乘車したまま比較的安全な場所(地下やトンネル等)に移動し、避難姿勢をとる(事前指導)

児童生徒在校時

- ・教育活動中止し、児童生徒を速やかに屋内(校舎等)に避難させる
- ・屋内(校舎、寄宿舎等)にいる場合は、爆風により窓ガラス等が吹き飛ぶおそれがあるため、できる限り窓から離れさせる



放課後(児童生徒が残っている場合)

- ・課外活動(部活動等)を行っている場合は中止し、児童生徒を屋内(校舎等)に避難させる

ミサイルが通過した場合

- ・安全が確認でき次第避難行動をやめ、教育活動等を再開する
- ・引き続き、テレビやラジオ、インターネット等で情報を収集する

静岡県教育委員会

全国瞬時警報システム(Jアラート)警報時の対応について ～行動編～

Jアラート警報の意味を理解し、情報収集しながら適切な行動に努めてください

ミサイルが発射された場合

- 屋内にいる場合
 - － 窓から離れるか、窓のない部屋に移動する
- 屋外にいる場合
 - － 近くの建物(できればコンクリート造り等頑丈な建物)や地下に避難する
- 近くに建物がない場合
 - － 物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る



☆ポイント

ミサイル着弾時に爆風や破片等による被害を避けるための避難行動を取ること

ミサイルが落下した場合

- 屋内にいる場合
 - － 換気扇を止め、窓を閉め、目張りして室内を密閉する
- 屋外にいる場合
 - － 口と鼻をハンカチで覆いながら直ちに現場を離れ、密閉性の高い建物又は風上に避難する
- テレビ、ラジオ、インターネット等で情報を収集する
- 行政からの指示(同報無線等)があれば、指示に従う

☆ポイント

弾頭の種類に応じて被害の様相や対応が異なるため、避難行動を続けながら情報を収集すること

ミサイルが通過した場合

- 避難行動をやめ、引き続き情報収集に努める
- 落下物らしきものを発見した場合は決して近寄らず、警察・消防に連絡する
- 防災行政無線等による指示があった場合は指示に従って行動する



参考: 国民保護ポータルサイト

静岡県教育委員会

(7) 校外活動中の対応

校長は、校外活動中に事故・災害等が発生した場合、引率責任者（当該活動の引率に当たる教職員を統括する者）と連絡・協議の上、校外学習活動の中止及び児童の引渡し方法（学校に戻っての引渡し、又は現地での引渡し）を判断する。通信手段の途絶等により、校長と校外学習中の教職員との連絡が取れない場合は、引率責任者が校長に代わり、この判断を下すものとする。

校外活動中止・引渡しの判断に際しては、上記(1)①の情報収集手段で得られた情報及び引率責任者による現地状況等の情報を基に、同②の判断基準に準じて、児童の安全を最優先とした判断を下す。特に、現地引渡しについては、保護者が現地まで移動する必要性を踏まえ、その安全にも配慮して慎重に判断するものとする。

校外学習の中止と引渡し方法を決定した後は、校長は、以下の対応を指示する。

災害対策本部 （校長・教頭・教務主任・学校安全担当）	○（現地引渡しの場合）現地引渡し場所の安全に関する報告を踏まえ、現地引渡し場所の決定 ○一斉メール配信を用いた保護者への連絡 ・引渡しを実施する旨、引渡し場所、引渡しカード持参 ・保護者の安全最優先（無理に引渡し場所に来ない） ○引渡し状況に関する情報の集約 ○教育委員会への報告
引率責任者、 引率教員	○（現地引渡しの場合）事前に確認した現地引渡し場所の安全確認、本部への報告 ○引渡し準備（校外活動用引渡し用名簿の準備） ○児童の安全を確保しつつ、引渡し場所へ移動 ○事故・災害等に関する情報の継続的収集 ○到着した保護者から順次、引渡しを実施 ・保護者等の確認（引渡し名簿記載の引取り者以外には、引渡さない） ・今後の連絡先、避難先等の確認 ・引渡しの記録（「引渡し確認・記録様式」を利用） ○災害対策本部への引渡し状況の報告 ○残っている児童の保護

(8) 熱中症の予防措置

① 暑さ指数を用いた活動判断

校長は、生徒の熱中症を予防するため、必要に応じて担当教職員に指示し、暑さ指数（WBGT）を用いた環境条件の評価を行うとともに、下表に基づいて日常生活や運動の実施可否等に関する判断を下す。

暑さ指数 (WBGT)	湿球 温度 (注1)	乾球 温度 (注1)	注意すべき 生活活動の 目安(注2)	日常生活にお ける注意事項 (注2)	熱中症予防運動指針(注1)	本校の対応
31 以上	27℃ 以上	35℃ 以上	すべての生 活活動で起 こる危険性	高齢者におい ては安静状態 でも発生する 危険性が大き い。外出はな るべく避け、涼 しい室内に移動 する。	運動は原則中止 特別の場合以外は運動を中止 する。	全校放送で連絡し、 運動は原則中止す る。 特別の場合以外は 運動を中止する。 こまめに水分補給 や休憩をとる。
28～ 31 (注3)	24～ 27℃	31～ 35℃		外出時は炎天 下を避け、室内 では室温の上 昇に注意する。	厳重警戒(激しい運動は中止) 熱中症の危険性が高いので、 激しい運動や持久走など体温 が上昇しやすい運動は避ける。 10～20 分おきに休憩を取り 水分・塩分の補給を行う。暑 さに弱い人 ^(注4) は運動を軽減 または中止。	生徒の状況観察を 徹底する。 熱中症が疑われる 生徒に対しては、水 分補給や日陰での 休憩を取らせる。
25～ 28	21～ 24℃	28～ 31℃	中等度以上 の生活活動 で起こる危 険性	運動や激しい 作業をする際 は定期的に充 分に休息を取 り入れる。	警戒(積極的に休憩) 熱中症の危険が増すので、積 極的に休憩を取り適宜、水分・ 塩分を補給する。激しい運動 では、30 分おきくらいに休憩 を取る。	生徒の状況観察を 徹底する。 熱中症が疑われる 生徒に対しては、水 分補給や日陰での 休憩を取らせる。
21～ 25	18～ 21℃	24～ 28℃	強い生活活 動で起こる 危険性	一般に危険性 は少ないが激 しい運動や重 労働時には発 生する危険性 がある。	注意(積極的に水分補給) 熱中症による死亡事故が発生 する可能性がある。熱中症の 兆候に注意するとともに、運 動の合間に積極的に水分・塩 分を補給する。	生徒の状況観察を 徹底する。 熱中症が疑われる 生徒に対しては、水 分補給や日陰での 休憩を取らせる。
21 以下	18℃ 以下	24℃ 以下			ほぼ安全(適宜水分補給) 通常は熱中症の危険は小さい が、適宜水分・塩分の補給は必 要である。市民マラソンなど ではこの条件でも熱中症が発 生するので注意。	

(注1) 公益財団法人日本スポーツ協会「熱中症予防運動指針」より。

同指針補足 *乾球温度(気温)を用いる場合には、湿度に注意する。湿度が高ければ、1ランク厳しい環境条件の運動指針を適用する。

*熱中症の発症リスクは個人差が大きく、運動強度も大きく関係する。運動指針は平均的な目安で有り、スポーツ現場では個人差や競技特性に配慮する。

(注2) 日本生気象学会「日常生活における熱中症予防指針 Ver. 3」(2013)より。

(注3) 28～31℃は、28℃以上 31℃未満を示す。以下同様。

(注4) 暑さに弱い人：体力の低い人、肥満の人や暑さに慣れていない人など。

下記ウェブサイトの情報を基に作成

(1) 環境省熱中症予防情報サイト <https://www.wbgt.env.go.jp/wbgt.php>

(2) 公益財団法人日本スポーツ協会「熱中症予防運動指針」

<https://www.japan-sports.or.jp/medicine/heatstroke/tabid922.html>

暑さ指数(WGBT)の数値については、「熱中症予防情報サイト」<https://www.wbgt.env.go.jp/> (環境省)を活用して、実況値・予測値を確認するものとする。

② 熱中症防止の留意点

校長は、各教職員に指示して、以下の留意点を踏まえ、教育課程内外を問わず適切な熱中症の防止措置を取る。

環境の留意点	直射日光、風の有無：直射日光の下での活動や風がない状態での活動を避ける。 急激な暑さ：梅雨明けなど急に暑くなったときには注意する。
主体別の留意点	体力、体格の個人差：肥満傾向の人、体力の低い人には注意する。 健康状態、体調、疲労の状態：運動前の体調チェック、運動中の健康観察を行う 暑さへの慣れ：久しぶりに暑い環境で体を動かす際には注意する。 衣服の状況など：衣服は軽装で透湿性や通気性のよい素材とし、直射日光は帽子で防ぐ。
運動中の留意点	運動の強度、内容、継続時間、部活動におけるランニング、ダッシュの繰り返しに注意する。また、プールは、暑さを感じにくい但实际上には発汗しているため気付かないうちに脱水を起こしやすいことなどが、熱中症の原因になることに注意する。 水分補給：0.1～0.2%程度の食塩水やスポーツドリンク等をこまめに補給する。 休憩の取り方：激しい運動では30分に1回の休憩が望ましい。

③ 生徒に対する熱中症に関する指導

校長は、各教職員に指示して、生徒に対し以下の指導を行うことにより、熱中症の未然防止に努める。暑い日には、帽子を着用する、薄着になる、運動するときはこまめに水分を補給し、休憩を取るなど、熱中症防止のための対応を取る。

暑い日の運動前には、「体調チェック表」を用いて自らの体調を確認すること。

気分が悪い、頭が痛いなど、体調に異変を感じた場合は、躊躇なく申し出ること。

(9) 大規模停電発生時における学校の対応

① 事前の対応

- ☐ 気象情報の収集（静岡地方気象台 HP／サイポスレーダー／静岡県地理情報システム 等）
- ☐ 防災設備等の確認、必需品の備蓄
- ☐ 授業等の実施基準の決定と保護者等への周知
- ☐ 連絡体制の確立（教職員、生徒、保護者、行政・防災関係機関）

② 大規模停電発生時における教育活動の実施基準

状況		基準
大規模停電	☐ 信号機の消灯など、通学時の安全が確保できない ☐ トイレ等の生活用水が確保できない ☐ 十分な照度が確保できない等、授業実施に支障がある	原則として休校

③ 大規模停電発生時の対応

実施項目	実施者
☐ 施設の安全点検 ☐ 通学路等の安全確保の確認 ☐ トイレ等の生活用水の確認 ☐ 授業実施等の判断 ☐ 生徒・保護者・教職員への連絡 ☐ 非常電源の確保	☐ 応急対策要員

4 学校再開について

(1) 教育活動の再開に向けた流れ

① 教育活動の再開に向けて必要な取組

I 教育環境の維持と整備	
①災害対策本部の立ち上げ ②教育活動再開に必要な教室の確保 ③非常持出品、重要書類、鍵の搬出及び管理 ④避難所開設及び運営支援	⑤教育活動再開についての検討、決定 ⑥遺族対応 ⑦報道対応
II 備蓄品の確保及び施設・設備の安全点検	
①災害用機材の準備（発電機、ろ過機 等） ②飲料水、食料、寝具等の調達、管理 ③救援物資の受け取り、仕分け、保管 等	④ライフラインの状況確認 ⑤破損箇所の修繕の申請、依頼
III 傷病者の対応と生徒の心のケア	
①組織体制、役割分担 ②生徒の健康チェック ③心のケア委員会の設置	④職員研修の実施 ⑤ストレス反応が出ている生徒への対応
IV 生徒の安否確認と被災状況確認	
①生徒が避難予定の避難所を把握 ②生徒の状況と健康状態の把握	③安否不明生徒の捜索、救助 ④保護者への引渡し
V 教職員の安否確認と被災状況確認	
①教職員が避難予定の避難所を把握 ②教職員の健康チェック	
VI 外部機関との調整	
①教育委員会との連絡、調整 ②給食再開に向けての準備、献立等の検討 ③スクールバスの手配	

② 学校再開に向けた校内組織対応

(生徒在校中に発災し、発災から1ヵ月程度での再開を目標としたケース)

・※は継続して行う事項

※は継続して行う事項

分担	担当	応急対策期	対策期	復旧期	復興期
災害対策本部	管理職 総務部長 教務部長 総務部 防災担当	災害対策本部の立ち上げ	避難所開設及び運営支援※	避難所開設及び運営支援※	避難所開設及び運営支援※
		避難所開設及び運営支援	教育活動再開についての検討、決定	教育活動再開についての検討、決定※	教育活動再開についての検討、決定※
		遺族対応	遺族対応※	遺族対応※	遺族対応※
		報道対応	報道対応※	報道対応※	報道対応※
		組織体制、役割分担	組織体制、役割分担※	組織体制、役割分担※	組織体制、役割分担※
		教育委員会との連絡、調整	教育委員会との連絡、調整※	教育委員会との連絡、調整※	教育委員会との連絡、調整※
生徒・保護者対応班	学科長 学年主任 担任 副担任	児童生徒の健康チェック	児童生徒の健康チェック※	児童生徒の健康チェック※	児童生徒の健康チェック※
		児童生徒避難予定の避難所を把握	児童生徒避難予定の避難所を把握※	児童生徒避難予定の避難所を把握※	児童生徒避難予定の避難所を把握※
		児童生徒の状況と健康状態の把握	児童生徒の状況と健康状態の把握※	児童生徒の状況と健康状態の把握※	児童生徒の状況と健康状態の把握※
		保護者への引渡し			
施設管理班	事務職員 環境整備部 生徒指導部 図書部	非常持出品、重要書類、鍵の搬出及び管理	教育活動に必要な教室の確保	教育活動に必要な教室の確保※	教育活動に必要な教室の確保※
		災害用機材の準備	災害用機材の準備※	災害用機材の準備※	ライフラインの状況確認※
		ライフラインの状況確認	ライフラインの状況確認※	ライフラインの状況確認※	破損箇所の修繕の申請、依頼※
			破損箇所の修繕の申請、依頼	破損箇所の修繕の申請、依頼※	
避難所支援班	教頭 進路課	飲料水、食料、寝具等の調達、管理	飲料水、食料、寝具等の調達、管理※	飲料水、食料、寝具等の調達、管理※	飲料水、食料、寝具等の調達、管理※
		救援物資の受け取り、仕分け、保管	救援物資の受け取り、仕分け、保管※	救援物資の受け取り、仕分け、保管	救援物資の受け取り、仕分け、保管※
		教職員が避難予定の避難所を把握	教職員が避難予定の避難所を把握※	教職員が避難予定の避難所を把握	
救護班・心のケア班	養護教諭 保健部 学年付職員 (一部)	安否不明児童生徒の捜索、救助	心のケア委員会の設置	心のケア委員会の設置※	心のケア委員会の設置※
		教職員の健康チェック	ストレス反応が出ている児童生徒への対応	ストレス反応が出ている児童生徒への対応※	職員研修への実施
			教職員の健康チェック※	教職員の健康チェック※	ストレス反応が出ている児童生徒への対応※

(2) 心のケア

① 生徒のストレス反応

ストレス反応は、いつもと違うショックを受けたときの自然な反応である。しかし、反応の強さや表れ方は人によって異なる。また、年代によっても表れ方が異なる。

「支援者のための災害後の心のケアハンドブック」(静岡大学防災総合センター)

年代による違い

年代によってストレス反応の表れ方がちがいます。

乳幼児の特徴

- 一人寝や食事、おまるなど、できていたことができなくなる。
- いろいろなことにおびえる。
- かんしゃくを起こしたり、ぐずったりする。

小学生の特徴

- 親にまわりつくなど子どもがえりが多い。
- 動き回って落ち着きがなくなる。
- 現実でないことを言うことがある。



中・高校生の特徴

- 気分の落ち込みや身体症状が目立つ。
- 友達との付き合いをさける。ときには不登校になる。
- 学校の成績が下がる。
- ときには非行や暴力として表れることもある。

ストレス反応が強い人の特徴

同じ災害を体験しても、**ストレス反応の表れ方は人それぞれ**です。次の点に当てはまる人はストレス反応が強く表れると言われています。安心できる人に早めに相談しましょう。

- 災害でとても怖いことや大切な人や物をなくす体験をした。
- 長時間、閉じ込められた。家が壊れた。
- もともと怖がりだったり、心配性なところがある。
- 災害の前から人との付き合いに苦労している。
- 家族や周囲の支えが十分でない。
- 災害の前にすごくショックな体験をしている。
- 発達障害など、災害前から支援を必要としている。

② 日常生活でのケア

周囲の人が落ち着いた態度で温かく接することで、心の緊張がとけて、安心感や元気が回復する。

「支援者のための災害後の心のケアハンドブック」（静岡大学防災総合センター）

日常生活でのケア

側にいる人が日常生活の中でできるケアもあります。

日々のこまめな声かけと会話

顔を見合わせての挨拶、日常生活のなんでもない会話など普通の生活を送る中で心が落ち着いてきます。



状態変化の把握

一見、元気に見えても、重い心の傷や喪失感を抱えていることがあります。注意深く生活の様子を見ていきましょう。

遊びや作業を通じた心のケア

遊び、趣味や共同作業を通じて、「心の絆」を実感し、心の緊張をとくことができます。

③ 心のケアの注意点

家庭と学校で違った反応が表れていることがあるため、スクールカウンセラー（SC）等の専門家や家庭と連携してケアを行う。ケアを行う際は、支援者（＝教職員等）も被災者であることを意識し、休息を取りながら実施する。

「支援者のための災害後の心のケアハンドブック」（静岡大学防災総合センター）

日常生活でのケアの留意点

年齢に応じた対応を心がける

- 年齢によりストレス反応が異なる場合があります。人によって、おもてに表れにくいことがあるため、小さな変化に注意して声かけをしてください。
- スキンシップは年齢相応の形にしましょう。

長期的に経過を見ていく

- 遅れてストレス反応が出たり、1年後など節目となるタイミングでストレス反応がぶり返したりすることがあります。
- 数年単位で経過を見ていく視点も必要です。



家庭、専門家、医療機関との連携

- 家庭では、家庭以外の場と違った反応が表れていることがあります。学校や職場と連絡を取り合ってください。
- 気になる症状が1ヵ月以上続いたり、悪化していく場合は専門家や医療機関に相談しましょう。

支援者も被災者です

支援者も自分のストレス反応を把握して、長期戦に備えて**積極的な休息**をとりましょう。



- 倒れないことを心掛ける。
- メリハリをつける。休めるときはきちんと休む。
- 疲れは後からやってくる。きちんと寝て、食べる。
- 独りで抱え込まない。上司や同僚と話をする。
- 1日1回はリラックスタイムをとる。（お茶、お風呂、仮眠等）

④ 災害時の心のケアに関する実施事項（参考）（参考：県立浜松特別支援学校防災マニュアル）

担当		役割	発災前	災害発生	在校避難生活～引渡し	避難生活～学校再開
			危機管理に対する啓発		安否確認・健康状態の把握と組織体制の確立	
心のケア委員会	管理職・その他の職員	状況の把握／判断・方針の指示	☐ 心のケアに対する対応の検討・マニュアルの作成 ☐ 危機管理に対する啓発・児童生徒に対して避難訓練の実施 ・保護者への災害時の学校の対応への理解 ☐ 心のケアへの理解に向けた啓発資料の準備		☐ 心のケア委員会の開催 ☐ 児童生徒の心身健康状態の把握と情報の共有 ☐ 心のケアについて対応方針の決定と共通理解 ☐ 児童生徒が安心できる生活環境の整備 ☐ 校舎内の被災状況や衛生状況の確認 ☐ 心のケアに向けて組織・体制・役割分担確認	☐ 心のケア委員会の開催 ☐ 学校再開後の方針立案・活動内容・安心できる環境整備など ☐ 地域の関係機関との協力体制の確立 ・県教育委員会 ・医療機関 ・民生委員 ・保健師
		職員へのケア			☐ 教職員被災状況確認	☐ 教職員への心のケアの配慮 ・校務分掌等の軽減 ・健康相談専門機関の紹介
	保健主事・養護教諭	職員研修	☐ 心のケアに関する研修の実施			☐ 学校再開後の心のケアを目的とした児童生徒の活動の準備
		児童生徒へのケア	☐ 学校医、スクールカウンセラー等との連携体制作り		☐ 体調不良、怪我等への対応 ☐ 児童生徒の健康チェック担任サポート ☐ 学校医、スクールカウンセラーとの情報共有	☐ 個別のケースについて、担任へのアドバイス ☐ 学級担任からの情報の集約、心のケア委員会への報告
学校医 SC 等		専門的対応		☐ 学校の被災状況、対応、児童生徒の状況の確認	☐ 学校再開に向けて、職員へのアドバイス等	
学級担任		児童生徒の心のケア	☐ 心のケアに関する理解	☐ 児童生徒の健康・行動の観察 ☐ 児童生徒の健康管理 ☐ 養護教諭との連携 ☐ 安心できる環境作り	☐ 電話連絡・家庭訪問等 ☐ 児童生徒の生活状況の把握 ☐ 健康状態の把握 ＜健康チェックシート＞	

役割	学校再開から1週間まで	学校再開から1ヶ月まで	再開1ヶ月から6ヶ月まで
	心身の健康状態の把握と支援活動	心身の健康状態と中心的な心のケア	中・長期的な心のケア
状況の把握／判断・方針の指示	☐ 児童生徒の心身の健康状態の把握と支援活動の指示 ・ 家庭での様子の調査 ・ 相談希望調査 ・ 教職員間の情報共有 ☐ 保護者への啓発活動 ・ 健康観察 ・ 啓発資料の配布 ☐ 心のケアに関する講話 ☐ 教職員の心のケアに向けた校内組織体制づくり	☐ 児童生徒の心身の健康状態の把握と支援活動の指示 ・ 心身に支障をきたした児童生徒への対応 ☐ 保護者への啓発活動 ・ 健康観察 ・ 啓発資料の配布 ・ 医療機関等との連携 ☐ 二次的被害防止への対応 ☐ 学年等で取り組む心のケアの企画	☐ 継続的な心身の健康状態の把握と支援活動の指示 ・ 中長期的な支援計画の作成 ・ 状況の再確認 ☐ 保護者懇談会の実施と保護者への支援 ☐ 市町社会福祉課、相談支援事業所等への協力依頼 ☐ 学年等で取り組む心のケアの企画
職員へのケア	☐ 教職員への心のケアの配慮 ・ 校務分掌等の軽減 ・ 健康相談専門機関の紹介	☐ 教職員への心のケアの配慮 ・ 校務分掌等の軽減 ・ 健康相談専門機関の紹介	☐ 教職員への心のケアの配慮 ・ 校務分掌等の軽減 ・ 健康相談専門機関の紹介
職員研修	☐ 心のケアを目的とした児童生徒の活動の準備 ☐ 校内研修の準備	☐ 心のケアを目的とした児童生徒の活動の準備 ☐ 校内研修の準備	☐ 心のケアを目的とした児童生徒の活動の準備 ☐ 校内研修の準備
児童生徒へのケア	☐ 心身の健康状態の把握 ・ 健康観察の強化 ・ 個別面談希望調査 ☐ 保健だより等の開発資料 ☐ 学校医専門機関との連携	☐ 心身の健康状態の把握 ・ 児童生徒への質問紙調査 ・ 個別面談希望調査 ☐ 保健だより等の開発資料 ☐ 学校医専門機関との連携	☐ 心身の健康状態の把握 ・ 個別面談希望調査 ☐ 心のケアの継続支援 ☐ 保健だより等の開発資料 ☐ 学校医専門機関との連携
専門的対応	☐ 職員へのアドバイス等 ☐ 児童生徒や保護者との個別面談 ☐ 必要に応じて専門機関への紹介	☐ 職員へのアドバイス等 ☐ 児童生徒や保護者との個別面談 ☐ 必要に応じて専門機関への紹介	☐ 職員へのアドバイス等 ☐ 児童生徒や保護者との個別面談 ☐ 必要に応じて専門機関への紹介
児童生徒の心のケア	☐ 心身の健康状態の把握 ・ 健康観察の教科 ・ 個別面談希望調査 ☐ 保護者との連携 ☐ 教職員間の情報共有	☐ 心身の健康状態の把握 ・ 健康観察の教科 ・ 個別面談希望調査 ・ 子どもへの質問紙調査 ☐ 保護者との連携 ☐ 教職員間の情報共有	☐ 心身の健康状態の把握 ・ 健康観察の教科 ・ 個別面談希望調査 ☐ 保護者との連携 ☐ 教職員間の情報共有 ☐ 心のケアを図る学級経営

⑤ 児童生徒の健康チェックについて

「健康チェックシート」（参考：県立浜松特別支援学校防災マニュアル）

健康チェックシート

		年	組	番	男・女	名前	
身体面への現れ	No	健康状態（健康チェックリスト項目に相当）	／	／	／	／	対応
	1	食欲がない					・無理をしないで、本人の好むものを摂取する。水分はこまめに摂る。
	2	眠れない					・苦痛を和らげる手当てをしたり、話を聴いたりして安心感を与える。
	3	眠気が強い、うとうとする					・症状が1週間以上続く場合は、医療機関に相談する。
	4	体の痛み（頭痛、腹痛など）					・発災前から服薬している場合は、継続して服薬が必要。薬が切れてあわてることがないように早めの受診を勧める。
	5	吐き気がする					（平常時の症状より悪化する場合があるので、注意深く観察）
	6	下痢をしている					
	7	皮膚がかゆい					
	8	発作の回数が増える					
心理・行動面への現れ	9	体重減少あるいは急激な体重増加					
	10	家に帰りたくない					・叱咤激励は禁物。気持ちを受け止めることで、素直な気持ちを表せるようにする。
	11	学校に行きたくない					
	12	怖いこと心配事がある					・時間を割いて相手をする、添い寝するなど、安心・安全な生活を続けられるようにする。
	13	落ち着きがない					
	14	ぼんやりすることが多い					・症状が強かったり、長引いたり、ひどくなっていくようであれば、医療機関に相談する。
	15	イライラしている					（急性ストレス障害や外傷後ストレス障害に留意する）
	16	元気がなく、意欲が低下している					↓ 下記参照
	17	ハイテンションである					最初は症状が目立たなかったり、2、3ヵ月後に現れるケースもある。
	18	あまり話さなくなった					被災後はなるべく長期にわたり、健康観察を続けていくことが望ましい。
	19	物音に敏感になる					
	20	人が違ったように見えることがある					
	21	こだわりが強くなる					
	22	パニックの回数が増える					
	23	薬の服用ができていない					

⑥ 急性ストレス障害（ASD）と外傷後ストレス障害（PTSD）の健康観察のポイント

持続的な再体験症状	☐ 体験した出来事を繰り返し思い出したり、悪夢を見たりする ☐ 体験した出来事が目の前でおきているかのような生々しい感覚がよみがえる（フラッシュバック） 等
体験を連想されるものからの回避症状	☐ 体験した出来事と関係するような話題等を避けようとする ☐ 体験した出来事を思い出せないなど記憶や意識が障害される ☐ 人や物事への関心が薄らぎ、周囲と疎遠になる 等
感情や緊張が高まる覚せい亢進症状	☐ よく眠れない、イライラする、怒りっぽくなる、落ち着きがない ☐ 物事に集中できない、極端な警戒心を持つ、些細なことや小さな音で驚く 等

5 その他の危機管理について

(1) 不審者侵入の防止

① 校門及び校舎入口の管理（例）

通常授業日の校門管理は、以下を基本とする。校長は、各学級担任を通じ、これを児童生徒及び保護者に周知するとともに、登下校時間の遵守を児童生徒に徹底させる。

時間	児童生徒・教職員	来校者・保護者
登校時間 8時 05 分～35 分	☐ 生徒は正門又は北門、西門から登校し、南棟と北棟の校舎の間の西側から生徒昇降口へ向かう。 ☐ 生徒は遅刻した場合、必ず職員室で手続をしてから登校する。	☐ 正門又は北門から入り、事務室横の正面玄関から出入りする。
授業中	☐ 生徒・教職員ともに正門又は北門を使って出入りする。	
下校時間 *曜日により時間帯は異なる	☐ 施錠担当教職員が、放送後校舎の出入口を施錠する。	
下校時間後	☐ 生徒は北棟 1 階東側出口より、職員は正面玄関より出入りする。	

② 来校者の管理

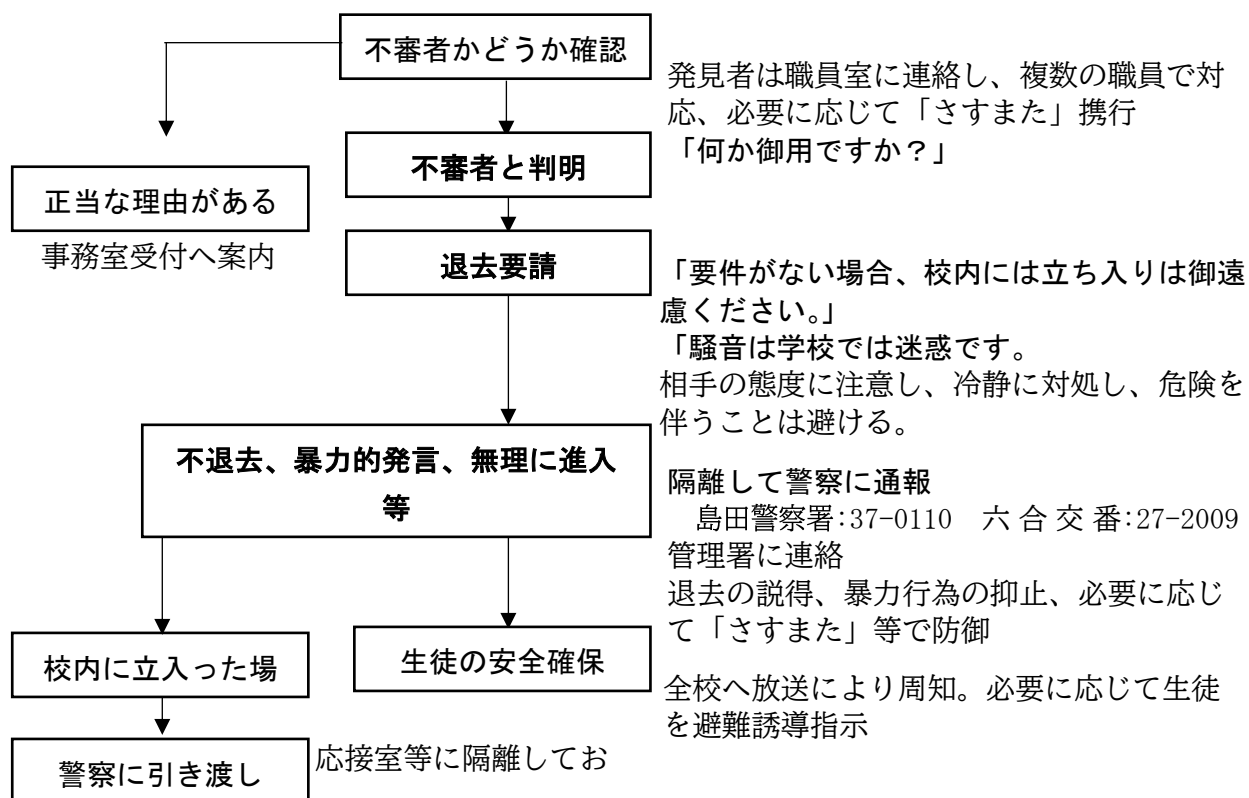
校長は、全教職員への指示・周知を通じて、下記の来校者対策を徹底し、不審者侵入に万全の対策を取るよう努める。

- ☐ 来校者向けに、校庭門及び正門に「来校者の方は正門横通用口から事務室受付へおいでください」の案内を掲示する。
- ☐ 事務室受付にて、来校者受付票に記入を求める。
- ☐ 一般来校者には来校者章を 1 人 1 つ配付し、首からぶら下げるように求める。
- ☐ 教職員は、学校を管理する立場にあるという心構えをもって、来校者とすれ違った際には来校者章を確認し、積極的に挨拶・声掛けをするよう心がける。

③ 巡視

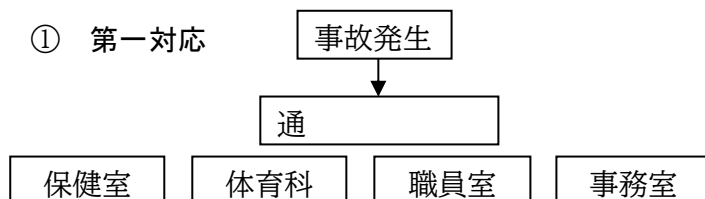
校内の巡視	☐ 別に定める「登校指導当番表」に基づき、担当教職員が校舎入口で巡視を行う。 ☐ 通常授業日は、放課後、当日の管理当番が「管理当番日誌」を用いて巡視を行う。
校外の巡視	☐ 校舎の周辺を、P T A・地域関係者・警察と合同で点検を実施する。

④ 不審者・侵入者への対応



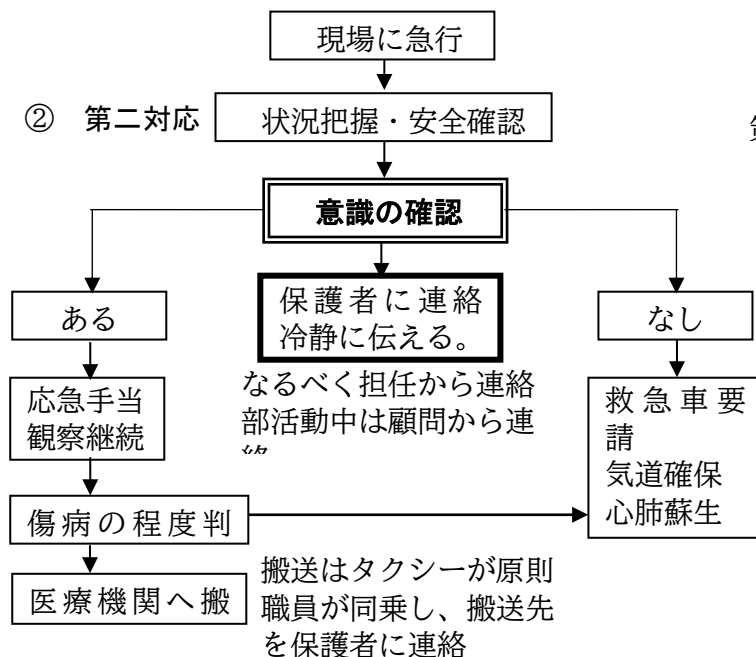
(2) 生徒事故発生時の対応

① 第一対応



- ・事故現場にいる生徒の掌握
- ・応援要請
- ・必要に応じてAEDの持参を指示
- ・事故現場の保存
- ・管理職への報告

② 第二対応



- ・携帯電話を持参する。
- ・周囲の「人」「物」の安全確認と対策

- ・重症感があれば迷わず119番通報
(要請の判断の目安は次ページ参照)
- ・心肺蘇生とAED処置を行う
AED設置場所：
①体育館北側器具庫
②ピロティ(体育科準備室外壁)
歯牙保存剤保管場所：
①体育科準備室
②保健室

(3) 救急車の要請

① 救急車の要請基準

下記の症状があるものは迷わず救急車を要請する

- ☐ 意識障害・意識消失の持続するもの
- ☐ 高所からの転落
- ☐ 強い衝撃が加わった外傷（特に頭・顔面・胸・腹・腰部）
- ☐ ショック症状（アナキティラキシー症状を含む）の持続するもの
- ☐ 原因不明のけいれんが持続するもの
- ☐ 激痛が持続するもの
- ☐ 多量の出血を伴うもの
- ☐ 広範囲の火傷のもの
- ☐ 服毒が疑われるもの
- ☐ 重度の熱中症
- ☐ その他必要が生じたもの

② 連絡先

救急車要請	119	静岡市消防局島田消防署	0547-37-0119
-------	-----	-------------	--------------

③ 救急車の呼び方

冷静に下記の点を電話で伝える。

- ☐ 要 件：「救急車をお願いします。」
- ☐ 発 信 者：「島田工業高校です。住所は島田市阿知ヶ谷 201 番地、電話は 37-4194 です。」
- ☐ 事故者数：「事故車は〇人です。」
- ☐ 事故者名：「氏名、性別、年齢 です。」
- ☐ 事故発生時の状態：

④ 救急搬送への対応

- ☐ 救急車には担任又は副担任が同乗。（部活動の場合、顧問又は副顧問）
- ☐ 同乗職員は携帯電話を所持し、搬送先が確定し次第学校に連絡
- ☐ 学校から保護者に搬送先を連絡し、病院に向かうよう依頼
- ☐ 病院での処置が終わったら学校に状況を報告して、学校への戻り方の指示を受ける

(4) 病院への搬送

① 病院の搬送方法

病院に電話を入れて搬送する旨を伝え、基本に職員が同乗してタクシーで搬送する。ただし、緊急性が認められる場合、管理職の許可を得て自家用車を使用する場合がある。

② 救急医療機関 ※その他の近隣の医療機関は別紙「近隣医療機関一覧」参照

機 関	電 話	時 間	備 考
島田市立総合医療センター	0547-35-2111	7:45～11:00(月～金)	
島田市休日急患診療所	0547-35-1799	8:30～11:30 13:00～16:30	
志太・榛原地域医療センター	054-644-0099	19:30～22:00(月～目) 19:30～ 7:00(金～日)	内科・小児科
島田市消防本部	0547-37-0119		救急医療機関の 問い合わせ先
静岡県救急医療情報センター	0800-222-1199		
精神科救急情報ダイヤル	054-253-9905		
目の 100 番	03-5765-8181		

(5) AEDの使い方

AEDで助かる命がある!

音声ガイドがあるので、
だれでも簡単に使える!



Smart 119

AEDの使い方



AEDとは、自動的に心臓の状態を判断し、強い電流を一瞬流して心臓にショックを与え、正常に戻す機械です



スポーツ施設、
スーパーなどに
あります!

使用方法

- ① 電源を入れ、音声に従う
- ② 電気ショック中に治療を受けている人の体に触らない



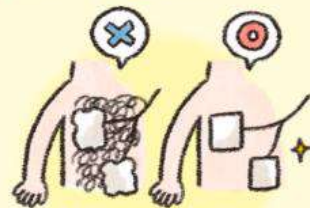
- ③ 2分間隔でAEDが心臓の動きを確認
- ④ AEDの指示に従い、胸骨圧迫を続ける
- ⑤ 救急隊が来るまでは、パッドはそのままにする

AEDパッド装着の

注意点!



肌に直接
貼ること



体毛も出来る限り
除き、しっかりと密着させる



ヘアスプレーが埋め込んで
ある部分は皮膚が盛り
上がっているため避けて貼る



汗や水でぬれている
場合、拭いてから使用



小児パッド、小児モードが
ある場合は、傷病者が
乳児も含めた未就学児と
推測される時に使用

成人用パッドしかない場合、
パッド同士が重ならないよう使用。
乳児に成人用パッドを使用する場合は
前胸部と背中にパッドを貼って使用

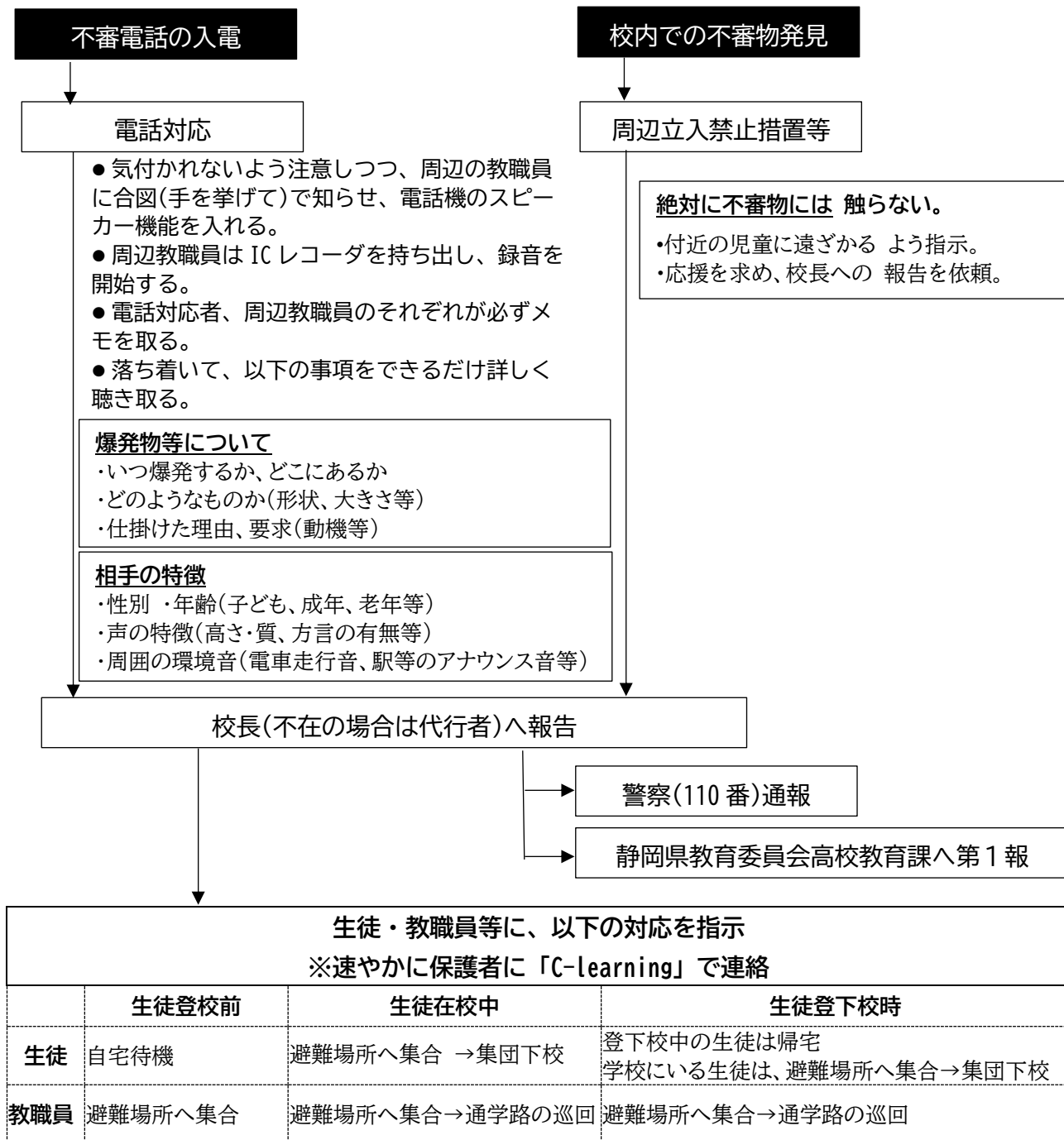


情報
元

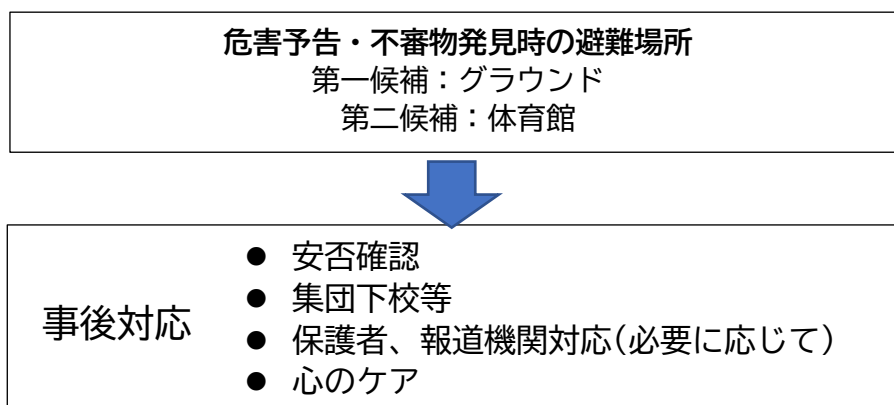
JRC日本蘇生協議会
東京消防庁
日本医師会

https://www.japanresuscitationcouncil.org/wp-content/uploads/2022/02/JRC-NewsletterVol5_No1-2.pdf
<https://youtu.be/FGYZ8jAsd8c>
<https://www.med.or.jp/99/cpr.html>

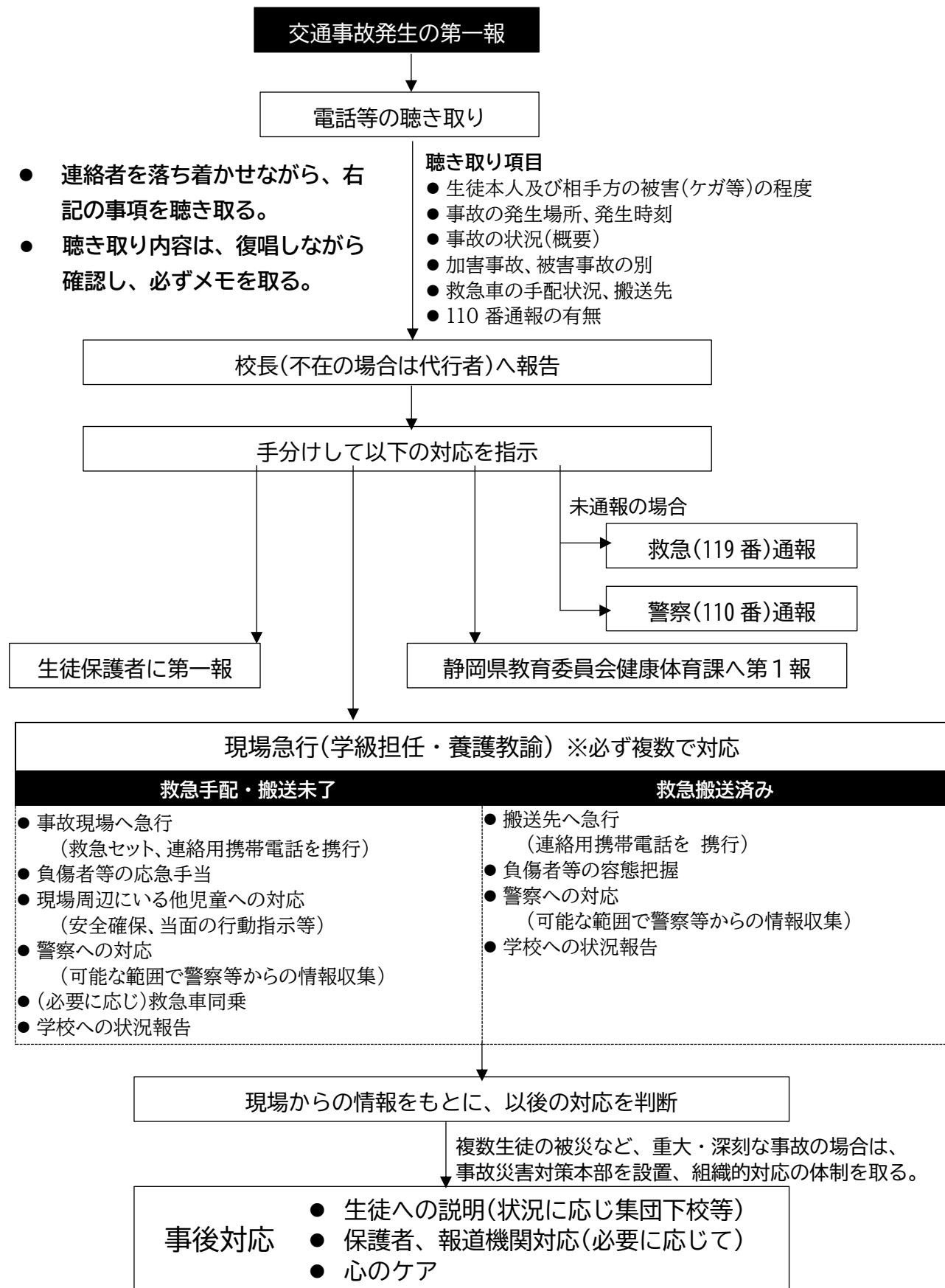
(6) 学校に犯罪予告・不審物等があった場合の対応



※ 教職員による搜索・点検等は実施しない。



(7) 生徒の交通事故発生時の対応



(8) 熱中症の応急処置

●熱中症の応急措置

ーあわてるな！されど急ごう応急措置ー

熱中症は予防が大切です。
しかし、もし熱中症になってしまったら…。
万一の場合に備えて、応急手当や必要な
措置などを理解しておくことは大変重要
です！

異状の発生！！

涼しい場所に運び、衣服を緩めて寝かせる。

次のような症状がみられる場合は、速やかに必要な手当や措置をとる。



熱けいれん

大量の発汗があり、水の
みを補給した場合に血液
の塩分濃度が低下して起
こるもので、筋の興奮性
が亢進して、四肢や腹筋
のけいれんと筋肉痛が起
こる。

熱疲労

脱水によるもので、全身
倦怠感、脱力感、めまい、
吐き気、嘔吐、頭痛など
が起こる。頻脈、顔面蒼
白となる。体温の上昇は
顕著ではない。

熱射病（重症）

体温調節が破綻して起こり、
高体温で種々の程度の意識障
害が起こる。足がもつれる・
ふらつく・転倒する、突然座
り込む・立ち上がれない、応
答が鈍い、意識がもうろうと
している、言動が不自然など
少しでも意識障害がある場合
には、熱射病を疑う。

生理食塩水を補給する。
(0.9%食塩水
= 1ℓの水に9gの
食塩水)



水分を補給する。
(0.2%食塩水ある
いはスポーツ
ドリンク等)



回復しないときは
救急車を要請！！



回復！！

足を高くして寝かせ、
手足を末梢から中心部
に向けてマッサージす
るのも効果的

回復しないときは
救急車を要請！！



※ 回復した場合も、容態が急変
することがあるので、運動は中
止し、保護者に経過を説明して、
できるだけ病院等に受診させる
ようにしましょう。

病院へ！！

吐き気や嘔吐などで水分補給がで
きない場合は、病院へ運び点滴を
受ける必要があります。



すぐに救急車を要請し、
同時に応急手当を行う。

救急車到着までの間、積極的に体
を冷やす。

☆ 水をかけたり、
濡れタオルを
当てて扇ぐ。



One Point !!

上記に加えて、氷やアイスパックがあれば、
頭部、脇の下、
足の付け根などの
大きい血管を冷や
すのも効果的！



※ できるだけ迅速に体温を下げ
ることができれば、救命率が上
がります！！

病院へ！！

体を冷やしなから、設備や
治療スタッフが整った集中
治療のできる病院へ一刻も
早く搬送しましょう！！



(9) てんかんの応急措置

てんかんは、決められた時間に決められた量の内服を守っていれば、発作が起こることはまずありません。心配なのは、「飲み忘れ」です。

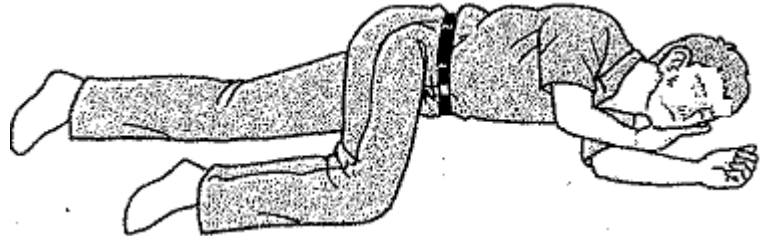
もし、てんかん発作に出会ったら、次の処置をしてください。

① 冷静になる。騒ぎ立てたりしない

発作は突然起こります。そして必ず自然に終わります。その間とても長く感じるかもしれませんが、「発作」そのものが致命になることは滅多にありません。

② 対処法

- (1) 危険な場所（道路、階段、火、水、高所、機械類など）から遠ざける
- (2) 周囲の危険物を除く
- (3) 呼吸がしやすいように衣類を緩める
- (4) 回復体位（気道確保、嘔吐物による危険の回避）にする



③ 観察のポイント

- (1) 発作が起きた時間・状況
- (2) 意識障害の有無
- (3) けいれんがあった・・・身体どこから始まったか
眼球や頭の向き
四肢の状態
左右で差があったかどうか
- (4) けいれんがない・・・いつ、だれが、なぜ異変に気づいたか？
行動の異常の有無
- (5) 発作の継続時間
- (6) 身体の変化・・・顔色、唇の色、唾液が出たか、嘔吐物があったか
- (7) 発作後の様子・・・眠ったか、手足にマヒが残ったか、ぼんやりしているか
- (8) けがの有無・・・頭部打撲はしていないか

④ 発作中にやってはいけないこと

- (1) 身体をゆする
- (2) 抱きしめる
- (3) たたく
- (4) 大声をかける
- (5) 口に物をくわえさせる
- (6) 発作後、意識がはっきりしていないのに、水や薬を飲ませる

(10) 食物アレルギー対応

① 食物アレルギー対応に関する教職員の役割分担

日々の取組に関する教職員の役割分担は以下のとおりとする。

校長等	*校内の食物アレルギー対応のすべての最高責任者であり、県教育委員会等の方針の主旨を理解し、教職員に指導する。 *個別面談を実施（マニュアルに定められた者と一緒に行う）する。 *関係教職員と協議し、対応を決定する。
全教職員	*食物アレルギーを有する生徒等の実態や個別の取組プランを情報共有する。 *緊急措置方法等について共通理解を図る。 *学級担任が不在のときサポートに入る教職員は、学級担任同様に食物アレルギーを有する生徒等のアレルギーの内容等を把握し、同等の対応ができるようにする。
学級担任	*食物アレルギーを有する生徒等の実態や個別の取組プラン、緊急措置方法等について把握する。 *個別面談をマニュアルに定められた者と一緒に行う。 *他の生徒等に対して、食物アレルギーを正しく理解させる。
養護教諭	*食物アレルギーを有する児童生徒等の実態把握や個別の取組プラン、緊急措置方法等（応急処置の方法や連絡際の確認等）を立案する。 *個別面談をマニュアルに定められた者と一緒に行う。 *食物アレルギーを有する児童生徒等の実態を把握し、全教職員間で連携を図る。 *主治医・学校医・医療機関との連携を図り、応急措置の方法や連絡先を事前に確認する。

文部科学省「学校給食における食物アレルギー対応指針」（平成27年3月）を基に作成

② 食物アレルギー対応実践までのながれ

学校入学を契機として、食物アレルギー対応を下図のとおり進める。基本的には就学時健診や入学説明会等の機会が出発点となるが、在学中に新たに発症する場合や配慮・管理が必要になる場合もあるので、状況に応じて適切に対応する。

実施項目	内容	実施時期
1. アレルギー疾患を有し、配慮・管理の必要な生徒等の把握	(A)就学時の健康診断及び入学説明会の機会に、アレルギー疾患に対する配慮・管理を要すると思われる場合は申し出るよう促す。 (B)アレルギー疾患の児童生徒等に対する取組について、相談を受け付ける旨の保護者通知を配付する。	4月
2. 対象となる児童生徒等の保護者への管理指導表の配付	○(A)により申し出があった場合には、教育委員会等から保護者に管理指導表を配付し、入学予定校への提出を要請する。保護者からのヒアリングにおいて医師が学校での取組を必要としない場合や家庭での管理を行っていない場合は提出の対象外となる。 ○(B)により相談の申し出があり、学校での配慮・管理を実施する必要があると判断された場合には、学校が保護者に管理指導表を配付し、学校への提出を要請する。	4月

実施項目	内容	実施時期
↓ ↓ ↓	① 主治医による管理指導表の記載 ② 保護者が在籍校に管理指導表を提出 ③ 必要に応じて、学校からさらに詳細な資料の提出を依頼 ④ ③の依頼を受けた保護者からの資料の提出	
3. 管理指導表に基づく校内での取組の検討・具体的な準備	○校長、副校長、教頭、学級担任（学年主任）、養護教諭等が管理指導表に基づき、学校としての取組を検討し、「取組プラン（案）」を作成する。 ○養護教諭等が中心となり、取組の実践に向けた準備を行う。 ① 個々の児童生徒等の病型・症状等に応じた緊急体制の確認（医療機関・保護者との連携） ② アレルギー取組対象児童生徒等の一覧表の作成（以後、個々の「取組プラン」とともに保管）など	4月
4. 校内「アレルギー疾患に対する対応」における教職員の共通理解	教職員全員が個々の生徒等の「アレルギー疾患に対する対応」の内容を理解する。	4月
↓ ↓	「取組プラン」に基づく取組の実施（この間、取組の実践とともに、必要に応じ保護者との意見交換の場を設ける。）	

公益財団法人日本学校保健会「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン《令和元年度改訂》」p. 14 を基に作成

③ 配慮が必要な活動における対応

全教職員は、飲食だけでなく、ごく少量の原因物質を吸い込んだり触れたりすることでもアレルギー症状を起こす児童生徒等がいることを念頭に「取組プラン」に基づく対応を実施する。特に配慮が必要な活動については以下のとおり。

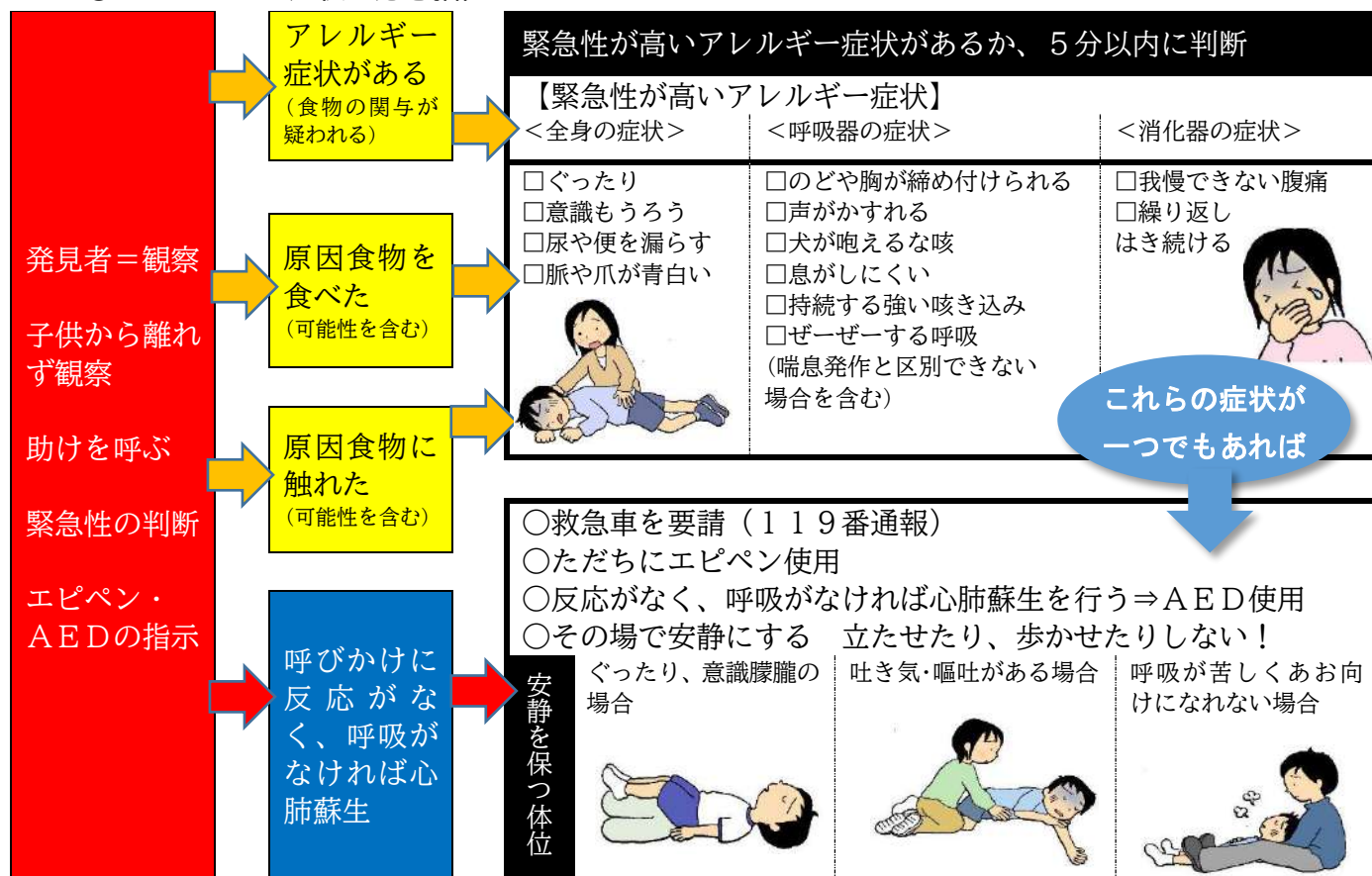
調理実習	家庭科の授業で鶏卵、牛乳、小麦などを使った調理実習が行われる際に、それらの食物アレルギーを有する児童生徒等に対する配慮が必要になる。
修学旅行	担当の旅行業者と連携を取り、食事の際は別メニューを用意するなどの配慮を行う。なお、自由食の際には食事に注意するように指導する。

④ 当事者以外の児童生徒等に対する説明

アレルギー疾患の児童生徒等への取組を進めるに当たっては、他の児童生徒等からの理解を得ながら進めていくことが重要である。その際、他の児童生徒等に対してどのような説明をするかは、他の児童生徒等の発達段階などを総合的に判断し、当事者である児童生徒等及び保護者の意向も踏まえて決定する。

また、学校教育全体を通じて、食物アレルギーを有する者への配慮等を含むアレルギーについての基本的な理解を促す指導を行う。

⑤ アレルギー症状の応急措置



チームワークが大切

準備

- ☐ 緊急時の対応の準備
- ☐ エピペンの準備
- ☐ AEDの準備

連絡

- ☐ 救急車の要請
- ☐ 管理職を呼ぶ
- ☐ 保護者への連絡

記録

- ☐ 観察の開始時間
- ☐ エピペンを使用した時間
- ☐ 5分ごとの症状
- ☐ 内服薬を飲んだ時間

その他

- ☐ ほかの生徒への対応
- ☐ 救急車の誘導

エピペンの使い方

① ケースから取り出す



ケースのカバーキャップを開けエピペン®を取り出す

② しっかり握る



オレンジ色のニードルカバーを下に向け、利き手で持つ
“グー”で握る!

③ 安全キャップを外す



青い安全キャップをはずす

④ 太ももの外側に注射する



太ももの外側に、エピペン®の先端(オレンジ色の部分)を軽くあて、“カチッ”と音がするまで強く押しあて、そのまま五つ数える
注射した後すぐに抜かない! 押しつけたまま五つ数える!

⑤ 確認する



エピペン®を太ももから離しオレンジ色のニードルカバーが伸びているか確認する
伸びていない場合は「④に戻る」

オレンジ色のニードルカバーの先端は、注射針が出てくる場所です。絶対に指や手等で触れたり、握ったりしないでください。

エピペン®の使い方

介助者がいる場合



介助者は、子供の太ももの付け根と膝をしっかりと押さえ、動かないように固定する

注射する部位

- ・衣類の上から、打つことができる
- ・太ももを三分分したかつ真ん中(A)よりやや外側に注射する



股の上からも注射できますが、注射部位を触って、正しい目がないこと、水ケットの中に何も入らないことを確認しましょう。

(11) 養護教諭不在時の保健室利用

保健部

- 1 基本的には保健部職員で対応します。
- 2 保健部で対応できない場合には、担任→副担任→学年という順でお願いします。
- 3 不在時の保健室は原則的に施錠したままとし、利用時に職員が鍵を開け、処置が済んだらまた鍵をかけてください。(鍵は事務室にあります。机上の記録用紙に記入してください。)
- 4 生徒だけを保健室に残す(例えば、休養などで)ことは避け、必ず職員も在室してください。在室できない時は、早退か教室に戻す等の対応をしてください。
- 5 処置あるいは休養で保健室を利用後は、記録簿への記入をお願いします。また、後日養護教諭までその旨を御連絡ください。
- 6 職員室の養護教諭の机上に、救急箱がありますので御利用ください。内服薬は入っていません。

《病院・開業医への移送》

事前に医療機関に連絡をしてから受診してください。緊急を要しない場合は、保護者に来てもらい受診を勧めてください。緊急で教職員が生徒を連れて行く場合は、保護者の了解をとってください。後日トラブルの原因になることもあります。

往きはタクシーを使用し、料金は立て替え領収書をもらってください。保護者が医療機関に来て、診察・治療が済みましたら、生徒を引き渡してください。引率の職員は公共交通機関を使い旅費の請求をしてください。(領収書を復命書に添付)

救急車を要請するような場合を除き、開業医の診療受付時間内は、近隣の開業医を受診します。

また、午後5時から午後7時の受診は地域の当番医で受診ができます。

夜間(午後7時30分～午後10時)の急病は志太榛原地域救急医療センター(054-644-0099)で受診が可能です。

(12) 外部からの通報・問い合わせ等への対応

① 保護者及び外部からの通報への対応

保護者よりの通報・苦情
① 生徒を指導する上でトラブルがあったときは、教頭に報告し、保護者に連絡をする。 ② 担任は学年主任に相談をする。 ③ その他の場合、副校長、教頭に相談する。 ④ 常日頃、記録をつけておく習慣をつける。
外部からの苦情・通報
① 電話、手紙、FAX、メール等、外部よりの通報は副校長、教頭に連絡をする。 ② 詳細が不明の場合は当事者に事情を聞く。 ③ 必要により教育委員会に連絡をする。 ④ 必要により副校長は対応策を指示する。 ⑤ 職員全体に注意する場合もある。

② 報道機関への対応

対応の基本姿勢	
① 事実（情報）の正確な公開 ☐ 個人情報、人権に配慮する。 ☐ やむなく情報を公開するのではなく、学校の主体的な判断のもとに対応する。	
② 誠意ある対応 ☐ 学校と報道機関との関係が協力的なものとなるように誠意をもってあたる。 ☐ マスコミ取材の心得、態度を明確にする。	
鉄則 9 か条	
1 嘘、知ったかぶりは厳禁 2 言えないことは「言えない！」と主張 3 相づちには細心の注意 4 逃げない。待たせない。 5 資料は先手配付	6 オフレコを活用 7 素直な陳謝 8 締め切り時間への配慮 9 どの報道機関にも公平に情報提供

③ 対応のポイント：窓口の一本化（副校長）

① 報道機関への依頼 ☐ 校内への立ち入り ☐ 取材場所、時間 ☐ 生徒や職員への取材 ② 社名、記者名、連絡先 ③ 取材意図の確認 ☐ 予想問答作成 ☐ 事実関係の正確な把握ができているか ④ 明確な回答 ☐ 不明なこと把握していないことはその旨明確に伝える ⑤ 県教委への連絡 ☐ 県教委への支援要請 ⑥ 記者会見の設定 ☐ 取材要請が多いときは県教委と連携を取る ☐ 応接室を会場とする ☐ 会見内容記録（教頭）、テレコ録音（教務部長） ☐ 撮影場所、立ち入り禁止場所の指示（生徒指導部長） ☐ 駐車場誘導（総務部長）、来客電話の応答（事務長）
--

(13) 調査・検証・報告・再発防止等

① 静岡県教育委員会への報告と支援要請

校長は、発生した事故・災害等が下記の「報告対象事案」に該当すると判断された場合、速やかに静岡県教育委員会へ報告する。

報告対象事案	＊死亡事故の発生 ＊治療に要する期間が 30 日以上の負傷や疾病の発生 ＊その他、複数の児童・教職員が被災するなど、重篤な事故・災害等の発生
報告先	静岡県教育委員会 健康体育課 危機管理・安全班 e-mail : kyoui_kenkou@pref.shizuoka.lg.jp Tel. 054-221-3667 Fax. 054-273-6456

② 調査体制

基本調査における校内の役割分担は、原則として、下表のとおりとする。

校長	＊基本調査の全体統括・指揮
副校長	＊基本調査の取りまとめ
教頭	＊教職員に対する聴き取り
教務部長	＊基本調査の取りまとめ補佐 ＊教職員に対する聴き取り（記録担当） ＊事故・災害等の当事者児童及び目撃児童に対する聴き取り（記録担当）
学級担任又は養護教諭、部活動顧問など	＊事故・災害等の当事者児童及び目撃児童に対する聴き取り（児童が最も話しやすい教職員等が担当）

調査担当（校長・教頭・教務主任）は、以下のとおり、教職員から事実関係に関する情報収集を実施する。

- 記録用紙を用いた情報収集：事故・災害等の発生後速やかに、関係する全ての教職員に「事実情報記録用紙（教職員個人用）」※を配布し、事故・災害等に関する事実情報の記載・提出を依頼する。なお、事故・災害等の発生直後にメモ等の記録を残していた教職員がいた場合は、記録用紙を提出する際に、当該メモ等の記録も併せて提出を受ける。

※ P79 参考様式「事件事故発生後聞き取り調査票」

- 聴き取りの実施：原則として事故・災害等の発生から 3 日以内を目途に、関係する全ての教職員から聴き取りを実施する。聴き取りは、原則として②に定めた役割分担に基づく担当者が実施するが、教職員が話しやすいかどうかを考慮し、状況に応じて、〇〇市教育委員会等からの校外支援者を担当に充てる。
- なお、事故・災害時に部活動指導員など外部の方が関係していた場合には、これらの方も調査の対象として、教職員に対してと同様の対応をする。また、関係する教職員自身が強いストレスを受けている可能性にも留意し、必要な場合は医療機関の受診を勧めるなどの対応を取る。

③ 事故・災害等の現場に居合わせた児童からの情報収集

事故・災害等発生時の事実関係を整理する上で必要と判断される場合は、児童への聴き取り調査の実施を検討する。実施に当たっては、以下の点に配慮する。

- 保護者への対応：聴き取り前に保護者に連絡し、理解を得るとともに協力を要請する。
- 聴き取り担当者：学級担任、養護教諭以外に、当該児童が話しやすい教職員がいる場合は、その教職員が担当するなど、柔軟に対応する。
- 心のケア体制：保護者と連携して、心のケア体制を整え、心のケアの中で自然と語れる雰囲気をつくるよう工夫する。
- 必要に応じ、教職員と同様に、記録用紙を配布して記載してもらう方法を取る。

⑥情報の整理・報告・保存

調査担当（校長・教頭・教務主任）は、④及び⑤で得られた情報及び記録担当の教職員による記録を基に、事実経過について「時系列整理記録用紙」※を用いて時系列に取りまとめる。整理した情報は、静岡県教育委員会に報告する。

基本調査で収集した記録用紙（メモを含む）や報告等の連絡に用いた電子メール等は、詳細調査を行う際の資料となること等を踏まえ、5年間保存する。

※ P80 提出様式2「事件事故発生状況記録表」

静岡県教育委員会が詳細調査を実施すると判断した場合は、学校としてこれに協力するものとする。

④ 評価・検証と再発防止対策の推進

調査担当（校長・教頭・学校安全担当）は、基本調査で得られた情報の評価・分析を行い、問題点・要改善点を抽出する。評価・分析の視点は、以下を基本とする。

発生時の対応	* 児童の安全確保は適切に行われたか * 校内の緊急連絡体制は機能したか * 関係者・関係機関への連絡は適切に行われたか * 情報収集・管理は適切に行われたか 等
発生後・事後の対応	* 児童・保護者への対応は適切に行われたか * 校内の対策本部体制は機能したか（役割分担、情報共有・伝達等） * 関係者、関係機関との連携は適切だったか * 関係者や報道機関への情報提供は適切に行われたか 等
事前対応	* 点検など事前の未然防止対策に不足していた点はないか * 教職員への周知や研修・訓練に不足していた点はないか * 児童への安全教育に不足していた点はないか * 危機管理マニュアルに不十分な点や問題点はないか 等

事件事故発生後聞き取り調査票

1 被害児童生徒について

※ 既往症や事故数日前からの本人の状況、当該事故に関連があるかも知れない事件・事故等知っていることについて記載してください。

2 事故の瞬間及びその前後の状況について

※ 自分が居た場所と、当該事故に対して、自分がしたこと、（他の職員の対応等の）見たこと、聞いたことを、覚えている限り、全て記載してください。

時系列	居た場所	したこと	見たこと	聞いたこと

記入日 年 月 日

記入者

事件事故発生状況記録表

事故発生日： 年 月 日 ()
被災児童生徒名： 年 組 氏名

記録者(職名： 氏名：)

月・日	時刻	主な状況	学校・教職員の対応	その他の特記事項

【記録に当たっての配慮事項】

- ・ 時系列で正確な内容を記録すること。(事実と推察は区別する。不明なものには「？」を記入)
- ・ 箇条書きで簡潔に明記し、重要箇所にはアンダーラインをすること。
- ・ 「主な状況」には、事故発生前の状況、事故発生時の状況、事故発生後の状況、病院での診察状況等を記録すること。
- ・ 「学校・教職員の対応」には、「主な状況」に対する教職員のとった対応、管理職の指示等を記録すること。(対応者の氏名も記載)
- ・ 「その他の特記事項」には情報源や事実か推察かの区分等を記録すること。

6 添付資料

(1) 近隣医療機関一覧

診療科目	名称・所在地	電話番号	診療受付時間	休診日
内科 循環器科	○藤井医院 島田市岸町 667	3 5 - 4 9 4 9	8 : 30 ~ 12 : 00 14 : 30 ~ 18 : 00	水・土曜日午後 日曜・祝日
外科 整形外科	加藤整形外科クリニック 島田市三ツ合 2686-2	3 5 - 1 5 6 5	8 : 30 ~ 12 : 00 14 : 00 ~ 17 : 30	水・土曜日午後 日曜・祝日
	安藤整形外科医院 島田市旭 2-2-38	3 3 - 7 5 0 0	8 : 30 ~ 11 : 00 14 : 00 ~ 16 : 00	土午後 木曜・日曜・祝日
	神川整形外科医院 島田市本通 1-4689-1	3 7 - 5 2 3 6	8 : 30 ~ 11 : 30 15 : 00 ~ 17 : 30	火・土曜日午後 日曜・祝日
	六合整形外科 島田市道悦 2-25-3	3 3 - 1 1 3 0	8 : 30 ~ 12 : 00 15 : 00 ~ 18 : 30	水・土曜日午後 日曜・祝日
眼科	○あきやま眼科 島田市阪本 1601-11	3 8 - 7 2 2 1	8 : 00 ~ 11 : 30 15 : 30 ~ 18 : 30	土曜日午後 木曜・日曜・祝日
	かなやま眼科医院 島田市道悦 4-22-37	3 7 - 7 7 6 7	8 : 30 ~ 12 : 00 14 : 30 ~ 17 : 30	水・土曜日午後 日曜・祝日
歯科	○なお歯科医院 島田市岸町 212-1	3 4 - 1 5 0 0	8 : 15 ~ 12 : 30 14 : 45 ~ 18 : 20	土曜 8:15 ~ 16:45 木曜・日曜・祝日
歯科 口腔外科	中野歯科医院 島田市幸町 17-13	3 7 - 2 4 0 4	9 : 00 ~ 12 : 00 14 : 00 ~ 18 : 00	日曜・祝日
耳鼻科	○牧野耳鼻科医院 島田市向島町 4535-2	3 7 - 5 8 1 4	8 : 00 ~ 12 : 00 15 : 00 ~ 18 : 00	土曜午後 木曜・日曜・祝日
皮膚科	あらなみクリニック 島田市中溝町 1294-1	3 4 - 5 5 2 2 (アレルギー科あり)	9 : 00 ~ 12 : 00 15 : 00 ~ 18 : 00	土曜午後 木・日曜・祝日
	伊藤医院 島田市大川町 12-2	3 5 - 6 6 9 3 (肛門・性病科あり)	8 : 30 ~ 11 : 30 14 : 30 ~ 18 : 00	木曜・土曜午後 日曜・祝日
総合病院	島田市立総合医療センター 島田市野田 1200-5	3 5 - 2 1 1 1	診療科により異なる	土・日・祝日 (救急診療体制あり)
	藤枝市立総合病院 藤枝市駿河台 4-1-11	0 5 4 - 6 4 6 - 1 1 1 1	診療科により異なる	土・日・祝日 (救急診療体制あり)
	藤枝平成記念病院 藤枝市水上 123-1 (脳神外・脊髄・内・外・整外・眼・皮膚・歯・泌尿器・放射線科)	0 5 4 - 6 4 3 - 1 2 3 0	8 : 30 ~ 12 : 00 14 : 00 ~ 17 : 30	土曜日午後 日・祝日 (一次救急体制あり)

○は学校医

(2) 救急医療機関問い合わせ先

静岡県救急医療情報センター	静岡県中部地区	0800-222-1199
志太榛原地域救急医療センター 藤枝市瀬戸新屋 362-1	内科・小児科 19:30~22:00 (月~木) 19:30~7:00 (金~日)	054-644-0099
つくば中毒110番	農薬、劇薬等中毒事故の相談	029-852-9999

救急時はまず電話をして診療可能か確認

(3) 心のケア関係機関一覧

① 教育委員会

問題行動の認知に際しては、日頃から学校と教育委員会が緊密な連携体制を構築していることが、迅速かつ的確な初期対応につながる。学校において重大な事件・事故等が発生した場合には、教育委員会がチームを派遣し、早い段階からの的確な対応を支援している。

連絡先：静岡県教育委員会 高校教育課 054-221-3110

② 静岡県こころの緊急支援チーム（CRT：クライシス・レスポンス・チーム）

活動：重大な事案発生後、学校が落ち着きを取り戻す流れを作る役目（場のケア）を果たす。事案発生直後に現地に入り、体制整備の支援を中心に活動する。

メンバー：職種は、精神科医・臨床心理士・精神保健福祉士・看護師等である。

③ 警察署

学校警察連携制度、スクールサポーター制度を活用し、日頃から情報交換を行って連携関係を築き、犯罪行為として取り扱うべきと認められるいじめ事案が発生した場合には、迅速に協力を求めることが必要である。

連絡先：島田警察署 生活安全課 0547-37-0110（内線 261）

少年サポートセンター志太榛原地区の窓口を兼ねる。

④ 少年サポートセンター

非行、いじめ等の被害などの少年問題について少年警察補導員や警察官が相談に応じ、非行防止教室等の開催により非行や犯罪被害の未然防止を図る。

連絡先：志太榛原地区（藤枝署3階）054-641-0110（内線 281）080-1605-0786

⑤ 児童相談所

いじめや非行についての相談など、専門の相談員や心理学、医師などの専門家が18歳未満の子どもに関する様々な相談に応じている。

⑥ 静岡県中央相談所

家庭児童相談（児童のしつけや養育、家庭の人間関係、家庭や学校での児童福祉に関すること）

（ア）中部健康福祉センター

住所：藤枝市瀬戸新屋 362-1 054-646-3570

（イ）島田市福祉事務所（こども家庭室）

住所：島田市中心町 1-1 0547-36-7253

（ウ）焼津市こども相談センター

住所：焼津市本町 5-6-1 アトレ庁舎 054-626-1165

(エ) 藤枝市子ども若者支援課

住所：藤枝市岡出山 1-11-1 054-643-7227

(オ) ⑤ 牧之原市福祉事務所(家庭児童相談室)

住所：牧之原市静波 991-1 総合健康福祉センターさざんか内 0548-23-0083

(カ) 吉田町、本川根町 中部健康福祉センター(福祉課)

住所：藤枝市瀬戸新屋 362-1 054-644-9276

⑦ 教育相談

いじめ、非行、不登校、学校生活の悩み等に関すること。

(ア) 島田市 島田市教育センター教育相談室 月～金 9:00～16:00

住所：島田市相賀 2510 0547-34-2255

(イ) 焼津市 青少年教育相談センター 月～金 8:30～17:00

住所：焼津市本町 5 丁目 6-1 (焼津市役所アトレ庁舎 2 階) 054-631-4356

(ウ) 藤枝市 藤枝市教育相談室(勤労少年ホーム) 月～金 13:00～16:30

住所：藤枝市田中 3-7-45 054-644-7867

(エ) 牧之原市 牧之原教育支援センター「フルール」 月～金 9:00～17:00

住所：牧之原市静波 447-1 0548-23-0093

(オ) 吉田町 子どもの相談室 月・水・金 8:30～16:30

住所：吉田町住吉 87 0548-33-2151

(カ) 川根本町 教育相談 8:15～17:15

住所：川根本町千頭 1183-1 0547-59-3111

⑧ こども家庭 110 番

子どもの性格・行動、しつけ、不登校、非行に関する電話相談。

中部地区 月～金 9:00～20:00、土・日 9:00～17:00 連絡先：054-273-4152

⑨ ハロー電話「ともしび」

月～金 9:00～17:00、土・日・祝 9:00～17:00 (年末年始を除く)

連絡先：054-289-8686

⑩ 24 時間子供 SOS ダイヤル

連絡先：0120-0-78310

⑪ 静岡県総合教育センター面接相談(申し込み：0537-24-9768)

非行・不登校など子どもの心と教育全般に関する相談、発達が気になる子供、障がいのある子どもに関する教育相談・就学相談

県総合教育センター(掛川市) 月～金 9:00～17:00

⑫ 静岡少年鑑別所相談室

非行問題を扱う専門機関として、臨床心理の専門家が相談に応じる。

連絡先：054-281-3208 月～金 9:00～12:00、13:00～17:00